

国道 116 号美咲町・新光町電線共同溝
PFI 事業

要求水準書（案）

令和 5 年 6 月

国土交通省北陸地方整備局

— 目 次 —

第1章 総則	1
1. 要求水準の位置づけ	1
2. 用語の定義	1
3. 要求水準の変更	1
4. 適用範囲	1
5. 整備対象施設	1
6. 事業の目的	1
7. 事業の概要	2
8. 事業の業務内容	2
(1) 設計業務	2
(2) 工事業務	2
(3) 工事監理業務	2
(4) 維持管理業務	2
9. 遵守すべき法令等	2
10. 秘密の保持	3
11. 情報管理体制の確保	3
12. 適用基準	3
13. 諸条件	4
(1) 事業対象区域の概要	4
(2) 本施設の概要	5
(3) 解体撤去・復旧対象施設	5
14. 業務の監視	5
15. 関係者協議会の設置	5
16. 事業期間終了時の水準	6
17. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について	6
第2章 設計業務	7
1. 基本事項	7
(1) 一般事項	7
(2) 業務の条件	7
(3) 業務期間	7
(4) 設計体制と管理技術者の配置・進捗管理	7
(5) 提出書類	7
(6) 設計図書の提出	8
(7) 資料の貸与及び返却	9
(8) 設計協議	9
(9) 土地への立ち入り等	9

(10) 再委託	9
(11) 合同現地踏査	10
(12) 留意事項	10
(13) 旅費交通費	10
2. BIM/CIM 適用業務について	10
(1) BIM/CIM 適用業務	10
(2) BIM/CIM 実施計画書の作成	10
(3) BIM/CIM 実施報告書の作成	11
(4) 成果の納品	11
(5) BIM/CIM 実施の費用について	11
3. 事前調査業務	11
(1) 試掘調査	11
(2) 地質調査	12
4. 詳細設計業務	14
(1) 基本的な考え方	14
(2) 設計業務及び設計条件	14
(3) 電線共同溝	15
(4) 照明設備（交差点照明）	15
(5) 一般構造物（擁壁工）	15
(6) 仮設構造物	16
5. 設計業務に係る調整業務	16
(1) 業務計画	16
(2) 事業説明、地元・関係者機関調整等	16
(3) 支障物件等調査及び移転協議	16
(4) 家屋調査	16
(5) 占用業者等との電線共同溝の協議	17
(6) 占用業者等と引込管及び連系管・連系設備の協議	17
(7) 交差点照明、信号・横断歩道等の計画調整	18
第3章 工事業務	19
1. 基本事項	19
(1) 一般事項	19
(2) 業務の条件	19
(3) 業務期間	19
(4) 路上工事の抑制	20
(5) 現場代理人等	20
(6) 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間	20
(7) 完成検査及び完成（引渡）検査	21
(8) 設計変更等	21
(9) 工事完成図書の納品	21

(10) 工事書類の作成	22
(11) 工事書類の提出	22
(12) 成果品の納品	22
(13) 道路施設基本データの作成	23
(14) 中間技術検査	23
(15) 打合せ	23
(16) 週休 2 日に取り組む工事	23
(17) 熱中症対策に資する現場管理費の補正について	24
(18) 法定外の労災保険の付保	24
2. BIM/CIM 適用工事について	25
(1) BIM/CIM 適用工事	25
(2) BIM/CIM 実施計画書の作成	25
(3) BIM/CIM 実施報告書の作成	25
(4) 成果の納品	26
(5) BIM/CIM 実施の費用について	26
3. DX データセンターの使用	26
4. 整備工事業務（特記事項）	26
(1) 施工条件	26
(2) 掘削土工	28
(3) 構造物一般	28
(4) コンクリート工	29
(5) コンクリートの圧縮強度試験	29
(6) 再生路盤材	29
(7) アスファルト舗装工	30
(8) 漆喰材料（アスファルト舗装）	31
(9) 路面切削工	31
(10) 路面排水工	31
(11) 基礎碎石・裏込め材	31
(12) 道路附属物工	31
(13) 電線共同溝工	33
(14) 交差点照明設備	33
(15) ワンデーレスポンス対象工事	33
(16) 建設現場における遠隔臨場	34
(17) 情報共有システムについて	34
(18) 品質証明	35
(19) 連絡体制の確立と速やかな連絡の徹底	35
(20) 建設機械の油漏れ等発生時の臨機の措置	35
(21) 安全施設等	36
(22) 交通管理	36
(23) 安全管理	36

(24) 建設機械等の設置位置の適正化	36
(25) 建設機械等の点検・整備	36
(26) 架空線・埋設物等への接触・切断事故防止対策	36
(27) 舗装の切断時に発生する濁水の適正な処理	37
(28) 湧水対策	37
(29) 情報通信光施設近接工事における切断等の事故防止対策	37
(30) 建設リサイクル法第11条通知完了連絡書の送付	38
(31) 特定建設資材の分別解体等・再資源化等	38
(32) 建設副産物情報交換システムの活用	39
(33) 工事現場における説明性の向上	39
(34) デジタル工事写真の小黒板情報電子化について	39
(35) その他	40
5. 工事業務に係る調整業務	43
(1) 業務計画	43
(2) 工事期間における規制箇所等調整	43
(3) 隣接家屋・店舗等との出入口調整	43
(4) 地元に対する工事説明会	43
第4章 工事監理業務	44
1. 基本事項	44
(1) 一般事項	44
(2) 工事監理業務報告書	44
第5章 維持管理業務	45
1. 基本事項	45
(1) 一般事項	45
(2) 業務期間	45
(3) 業務実施体制	45
(4) 提出書類	45
(5) 業務の実施	46
(6) 維持管理関連貸与図面等	47
(7) 打合せ	47
(8) 旅費交通費	47
2. 点検・補修業務	48
(1) 一般事項	48
(2) 要求水準	48
(3) 特記事項	48
3. 台帳作成・管理業務	48
(1) 一般事項	48
(2) 要求水準	49
(3) 特記事項	49

4. 維持管理業務に係る調整業務	49
(1) 一般事項	49
(2) 業務計画	49
(3) 要求水準	49
 資料 1 用語の定義	51
資料 2 事業対象位置図	53
資料 3-1 事業対象区域図（設計業務・工事業務）	54
資料 3-2 事業対象区域図（維持管理業務）	55
資料 4 道路復旧舗装構成図	56
資料 5 貸与資料一覧	57

第1章 総則

1. 要求水準の位置づけ

「国道 116 号美咲町・新光町電線共同溝 PFI 事業要求水準書」(以下「要求水準書」という。)は、国道 116 号新潟県新潟市中央区美咲町一丁目～新潟県新潟市中央区新光町地先において、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号）第 2 条第 3 項に定める電線共同溝（以下「電線共同溝」という。）の整備・維持管理事業（以下「本事業」という。）を遂行するにあたり、事業者に求める業務の水準（以下「要求水準」という。）である。

事業者は、要求水準を満たす限りにおいて、本事業に関し自由に提案を行うことができるものとする。なお、北陸地方整備局は、選定事業者を特定する過程における審査条件として要求水準を用いる。

また、事業者は、本事業の事業期間にわたって要求水準を遵守しなければならない。北陸地方整備局による業績監視により事業者が要求水準を達成できないことが確認された場合は、別に定める規定に基づき、業務の対価の減額又は契約解除等の措置がなされる。

2. 用語の定義

用語の定義は、各章で定めるほか、「資料 1 用語の定義」による。

3. 要求水準の変更

北陸地方整備局及び事業者は、事業期間中に利用者のニーズや社会情勢の変化、法令等の変更、追加、大規模災害等の不可抗力その他北陸地方整備局及び事業者の責めに帰することができない事由が発生し、業務内容等の変更が必要と判断した場合には、双方協議のうえ、要求水準書を変更できるものとする。また、北陸地方整備局は、その他事由により業務内容の変更が必要と判断した場合には、要求水準書の変更を求めることがある。

4. 適用範囲

要求水準書は、本事業に適用する。

5. 整備対象施設

本事業で対象となる公共施設等は、以下の（1）から（3）までに掲げるものとし、以下、これらを総称して「本施設」という。

- (1) 電線共同溝（道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 2 項 9 号に定める電線共同溝（道路の附属物））
- (2) 道路（車道、歩道）
- (3) 道路附属物（擁壁、交差点照明、排水構造物、縁石、防護柵、案内標識等）

6. 事業の目的

本事業は、道路の防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成や観光振興の観点から、電線共同溝の整備により無電柱化を行うものであり、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率的かつ効果的な事業実施を図ることを目的として行うものである。

7. 事業の概要

本事業は、事業の対象となる区域において、本施設の整備及び維持管理を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(以下、「P F I 法」という。)に基づき実施するものである。

8. 事業の業務内容

事業者が実施する業務は、以下のとおりである。

(1) 設計業務

- ア 事前調査業務（試掘調査、地質調査）
- イ 詳細設計業務（電線共同溝修正設計、一般構造物設計など）
- ウ 設計業務に係る調整業務（入線業者等との協議など）

(2) 工事業務

- ア 既存支障施設の解体撤去・復旧業務
- イ 整備工事業務（電線共同溝、道路、道路附属物の整備）
- ウ 工事業務に係る調整業務（隣接店舗等との出入口調整など）

(3) 工事監理業務

- ア 工事監理業務

(4) 維持管理業務

- ア 点検・補修業務
- イ 台帳作成・管理業務
- ウ 維持管理業務に係る調整業務（入線業者等との抜柱・入線及び施設の点検・補修等に係る調整など）

9. 遵守すべき法令等

事業者は、本事業の実施にあたり必要とされる関係法令（関連する施行令、施行規則、条例等を含む。）等を遵守しなければならない。

- (1) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（P F I 法）
- (2) 道路法
- (3) 無電柱化の推進に関する法律
- (4) 電線共同溝の整備等に関する特別措置法
- (5) 道路交通法
- (6) 建築基準法
- (7) 建設業法
- (8) 水道法
- (9) 下水道法
- (10) 電気事業法
- (11) 電気通信事業法

- (12) ガス事業法
- (13) 騒音規制法
- (14) 振動規制法
- (15) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- (16) 労働基準法
- (17) 労働安全衛生法
- (18) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (19) エネルギーの使用の合理化等に関する法律
- (20) 資源の有効な利用の促進に関する法律
- (21) 建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）
- (22) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
- (23) その他関連する法令等

10. 秘密の保持

事業者は、本事業により知り得た情報（個人情報を含む。）を、北陸地方整備局の承諾なしに第三者に開示、漏洩せず、また、本事業以外の目的には使用しないものとする。

11. 情報管理体制の確保

事業者は、本事業に関して北陸地方整備局から貸与された情報その他知り得た情報であって、北陸地方整備局が保護を要さないことを同意していない一切の非公表情報（以下「要保護情報」という。）を取り扱う場合は、当該情報を適切に管理するため、各共通仕様書に基づき、別途北陸地方整備局より配布する様式を参考に、情報取扱者名簿及び情報管理体制図を記載し、北陸地方整備局の同意を得なければならない。また、記載内容に変更が生じた場合も、同様に作成の上、あらかじめ北陸地方整備局の同意を得なければならない。

事業者は、要保護情報を情報取扱者以外には秘密とし、また、本事業の実施以外の目的に使用してはならない。

事業者は、要保護情報を本工事の終了後においても第三者に漏らしてはならない。

要保護情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、北陸地方整備局の許可無く複製・転送等しないこと。

事業者は、本事業完了時に、要保護情報について、北陸地方整備局への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。

事業者は、要保護情報の外部への漏えい若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに北陸地方整備局に報告すること。なお、報告がない場合でも、情報の漏えい等の懸念がある場合は、北陸地方整備局が行う報告徴収や調査に応じること。

12. 適用基準

本事業の実施にあたっては、関連する法令等によるものその他、以下に掲げる基準等を適用すること。

なお、当該基準等に関して、入札までの間に改訂があった場合には、原則として改訂されたものを適用するものとし、入札後の改訂については、その適用について北陸地方整備局と協議する

ものとする。

また、当該基準等については、事業者の責任において、関係法令等及び要求水準を満たすよう適切に使用するものとする。要求水準書と当該基準等において、要求水準書の性能が上回る場合は、要求水準書を優先するものとする。

- (1) 北陸地方整備局「設計及び解析業務委託共通仕様書」 令和4年4月
- (2) 北陸地方整備局「地質・土質調査業務共通仕様書」 令和4年4月
- (3) 北陸地方整備局「用地調査等業務共通仕様書」 令和4年3月
- (4) 北陸地方整備局「土木工事共通仕様書（案）」 令和4年3月
- (5) 北陸地方整備局「土木工事施工管理基準及び規格値（案）」 令和4年3月
- (6) 北陸地方整備局「設計要領（共通編）」 令和3年10月
- (7) 北陸地方整備局「設計要領（道路編）」 令和4年4月
- (8) 北陸地方整備局「情報BOX設計・施工マニュアル（案）」 平成25年3月
- (9) 北陸地方無電柱化協議会「電線共同溝（技術）マニュアル（改訂案）」令和2年3月（一部改訂）
- (10) 国土交通省「写真管理基準（案）」 令和4年3月
- (11) 国土交通省「電気通信設備工事共通仕様書」 令和3年3月
- (12) 国土交通省「BIM/CIM活用ガイドライン（案）」令和3年3月
- (13) 国土交通省「電子納品運用ガイドライン」 令和4年3月
- (14) 国土交通省「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」 令和4年6月
- (15) 日本道路協会「道路構造令の解説と運用」 令和3年3月
- (16) 日本道路協会「道路土工要綱」 平成21年6月
- (17) 日本道路協会「道路土工－仮設構造物工指針」 平成11年3月
- (18) 日本道路協会「道路土工－擁壁工指針（平成24年度版）」 平成24年7月
- (19) 日本道路協会「防護柵の設置基準・同解説（H28改訂版）」 平成28年11月
- (20) 交通工学研究会「路面標示設置マニュアル 平成24年1月」
- (21) 日本道路協会「道路照明施設設置基準・同解説 平成19年10月」
- (22) 日本道路協会「舗装設計施工指針 平成18年2月」
- (23) 日本道路協会「舗装設計便覧 平成18年2月」
- (24) 日本道路協会「共同溝設計指針」昭和61年3月
- (25) 道路保全技術センター「電線共同溝」 平成7年11月
- (26) 建設電気技術協会「光ファイバケーブル施工要領・同解説」 平成25年版

13. 諸条件

(1) 事業対象区域の概要

ア 所在地

新潟県新潟市中央区美咲町一丁目～新潟県新潟市中央区新光町地先

イ 事業対象

一般国道116号

ウ 延長

2.92km（道路延長：1.46km）

エ 事業対象区域

資料2「事業対象位置図」、資料3-1及び資料3-2の「事業対象区域図」に示す。

(2) 本施設の概要

本事業の整備対象となる施設の概要は下表のとおりである。なお、設計業務、工事業務の対象区域については資料3-1、維持管理業務の対象区域については資料3-2に示す。

表 本事業の整備対象施設概要一覧表

分類	工種	施設名	構成
電線共同溝等	一般部	電力系管路	管路
		通信系管路	FA管、管路
		道路管理者管路	管路
	特殊部	特殊部	特殊部、土留型特殊部※1
		連系管	電力管路、通信管路
		連系設備※2	電力管路、通信管路
	連系・引込部	引込管	電力管路、通信管路
		車道	舗装、路盤等
		歩道	舗装、路盤、階段等
	附属物 道路※3	付属施設	擁壁、排水構造物、縁石、防護柵、案内標識
		交差点照明	一部信号共架

※1 土留型特殊部について、設計・工事は民間事業者が行い、管理は、内空管理を民間事業者が行い、構造物本体は道路管理者が行うこととする。

※2 連系設備について、設計・工事は民間事業者が行い、管理は占用業者が行うこととする。

※3 道路、道路附属物について、設計・工事は民間事業者が行い、管理は道路管理者が行うこととする。

なお、土留型特殊部の構造を設計業務において見直す場合は、管理区分について北陸地方整備局と協議すること。

(3) 解体撤去・復旧対象施設

電線共同溝の整備にあたり解体撤去、復旧する施設は、整備にあたり支障となる施設のみを基本とする。なお、歩道（舗装）は全て解体撤去・復旧するものとする。

14. 業務の監視

北陸地方整備局は、事業者が事業契約に基づいて本事業の実施を適正かつ確実に実施していることを確認するために、各業務の実施状況、事業者の財務状況を監視し、必要に応じて是正又は改善を要求するものとする。

15. 関係者協議会の設置

北陸地方整備局及び事業者は、本事業を円滑に実施するために必要な事項に関する協議を行う

ために、北陸地方整備局及び事業者により構成する関係者協議会を設置する。なお、協議会の開催の事務については、事業者が行うものとする。

16. 事業期間終了時の水準

事業者は、事業期間中の維持管理業務を適切に行うことにより、事業が終了する時点においても、維持管理対象施設を要求水準に示す良好な状態に保持していかなければならない。

なお、事業契約期間終了日の約2年前から維持管理対象施設の維持管理業務に係る必要事項や申し送り事項その他の関係資料を北陸地方整備局に提供する等、事業の引継ぎに必要な協議を行うこと。

17. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をすること。
下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- (2) 前項により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により北陸地方整備局に報告すること。
- (3) 前2項の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
- (4) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、北陸地方整備局と協議を行うこと。

第2章 設計業務

1. 基本事項

(1) 一般事項

本施設を対象とし、その設計については、入札時の提案書類、事業契約書、本要求水準書に基づいて、事業者の責任において設計業務を行うものとする。また事業者は、設計業務期間中に生じる電線管理者や地域住民等関係機関と、必要な調整を行うものとする。

本業務の履行にあたっては、第1章12.適用基準に示す各基準等に基づき実施するものとし、各基準等に対する特記及び追加仕様事項は、次の(2)業務の条件から(13)旅費交通費に示すとおりとする。

なお、設計にあたっては、的確な構造と経済性、周辺環境（工事中の路上規制が与える外部への影響等）へ配慮した設計や新技術・新工法等の提案を積極的に行うこと。

(2) 業務の条件

- ア 事業者は、設計業務の遂行にあたり、北陸地方整備局と協議のうえ進めるものとし、その内容についてその都度書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認するものとする。
- イ 事業者は、北陸地方整備局に対し、設計業務の進捗状況を定期的に報告するものとする。
- ウ 北陸地方整備局は、設計業務の進捗状況及び内容について、隨時確認することができる。
- エ 事業者は、必要となる各種申請業務を行い、申請手続に関する関係機関との協議内容を北陸地方整備局に報告するとともに、必要に応じて各種許可等の書類の写しを北陸地方整備局に提出するものとする。
- オ 関係機関との協議に当たっては、事業者は現地踏査結果を反映するとともに、各関係機関から資料を収集し調査・把握したうえで資料をとりまとめ、打合せ資料として作成し提出すること。
- カ 北陸地方整備局が市民等に向けて設計内容に関する説明を行う場合、事業者は、北陸地方整備局の要請に応じて説明用資料を作成するとともに、必要に応じて説明に協力するものとする。

(3) 業務期間

設計業務の期間は、本施設の引渡し日をもとに事業者が計画することとし、具体的な設計期間については事業者の提案に基づき事業契約書に定める。

なお、事業者が、不可抗力又は事業者の責めに帰することができない事由により、工期の延長を必要とし、その旨を申し出た場合は、延長期間を含め北陸地方整備局と事業者が協議して決定するものとする。

(4) 設計体制と管理技術者の配置・進捗管理

事業者は、設計業務の管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置すること。

また、設計の進捗管理については、事業者の責任において実施すること。

(5) 提出書類

事業者は、設計業務の実施に際し、以下の書類を作成し、北陸地方整備局に提出し確認を得

るものとする。

なお、設計業務に係る書類の提出は、設計及び解析業務委託共通仕様書に準拠すること。

ア 業務着手前

事業者は、設計業務の実施に際し、以下の書類を作成し、設計業務着手予定の前日までに、北陸地方整備局に提出し確認を得るものとする。

- (ア) 設計業務計画書（組織体制を含むもの）
- (イ) 設計業務工程表（詳細設計、各種申請手続及び北陸地方整備局との調整の工程）
- (ウ) 管理・照査技術者通知書及び担当技術者届（経歴書を添付のこと）

イ 業務完了時

事業者は、設計業務終了時に以下の書類を北陸地方整備局に提出すること。北陸地方整備局は内容を確認し、その結果（是正箇所がある場合には是正要求も含む。）を通知する。

- (ア) 確認結果報告書（要求水準書との整合チェック）
- (イ) 確認結果報告書（事業提案書との整合チェック）
- (ウ) 設計業務完了報告書
- (エ) 設計業務成果引渡書

(6) 設計図書の提出

事業者は、工事着工予定日の1ヶ月前までに、以下の設計図書を北陸地方整備局に提出し、設計図書の内容を説明し、北陸地方整備局の承諾を得なければならない。なお、業務履行中、北陸地方整備局より中間成果を求められた場合、速やかに提出すること。

表 設計図書及び内容一覧表

設計図書	内容
現地調査結果	埋設物件平面図等
詳細設計図	電線共同溝、擁壁、交差点照明 等
構造計算書	同上
数量計算書等	同上
報告書	同上、設計概要書、設計検討経緯書、施工計画書等
その他調査成果報告書	関係機関協議結果等

- ア 成果品は、「土木設計業務等の電子納品要領（国土交通省）令和4年3月」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体（CD-RまたはDVD-R）で正副2部提出する。
- イ 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。
- ウ 設計図面の作成方法は、「CAD 製図基準（案）平成29年3月」に準拠して行うものとする。
- エ とりまとめた数量集計表は、数量計算書に含めて提出すると共にエクセル（Excel2016形式以下のもの）で保存登録したものと提出するものとする。また、数量計算書等には、詳細設計数量計算に基づき、工種別内訳表及び内訳明細書を示した事業費内訳書を含めること。
- オ 数量集計表の様式については、国土技術政策総合研究所ホームページ「工事関連の様式集－土木工事数量算出要領・数量集計表」に掲載されているのでそれを活用すること。

- カ 建設副産物対策は、設計及び解析業務委託共通仕様書第1209条（設計業務の条件）の9に基づき、建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書（建設リサイクルガイドラインによる。）を作成するものとする。
- キ 公開用成果品の作成にあたっては、北陸地方整備局との協議に基づき、不開示情報のマスキング等の措置を行うこと。なお、「紙」による報告書の提出は、北陸地方整備局と協議のうえ、決定する。

(7) 資料の貸与及び返却

入札公告後には、設計業務に必要な以下の資料を貸与する。

- ・R3国道116号電線共同溝詳細設計（令和5年3月）

(8) 設計協議

設計業務を適正かつ円滑に実施するため、北陸地方整備局と事業者は、常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度事業者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

ア 主要段階での打合せ（実施時期は適宜）

（ア）業務計画書作成時（業務着手時）

（イ）関係機関等協議着手前

（ウ）工事発注計画時

イ 成果完成時の打合せ

(9) 土地への立ち入り等

植物伐採、垣、柵等の除去又は土地若しくは工作物の一時使用により生じた損失は事業者の負担とする。

(10) 再委託

ア 再委託の承諾について、以下のとおりとする。

（ア）業務の一部（主たる部分を除く）を再委託しようとするときは、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を北陸地方整備局に提出し、承諾を得なければならない。

なお、事業者が再委託を変更する場合も同様な手続きを行うものとする。

また、北陸地方整備局が再委託を承諾した場合は、業務計画書に「履行体制に関する書面」を添付し提出するものとする。

（イ）前項の規定は、設計及び解析業務委託共通仕様書第1128条第2項に示す軽微な部分の業務を再委託しようとするときには、適用しない。

（ウ）（ア）の規定は、軽微な変更に該当するときには、適用しない。

（エ）再委託に関して北陸地方整備局の承諾が得られない場合は、事業者は再委託に付そうとした部分を自ら履行するものとする。

(11) 合同現地踏査

北陸地方整備局及び事業者合同での現地踏査を希望する場合は、監視職員と協議するものとする。合同現地踏査において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、北陸地方整備局及び事業者間で相互に確認するものとする。

なお「合同現地踏査」は、業務の着手段階等において、北陸地方整備局と事業者が合同で現地踏査を行い、現場で設計条件、施工の留意点及び関連する事業の情報等について事業者に伝えるとともに、設計方針の共有化を図ることにより、設計成果の品質向上を図ろうとする取り組みである。

(12) 留意事項

事業者は、作成する設計図書及びそれに係る資料並びに北陸地方整備局から提供を受けた関連資料を、当該業務に携わる者以外に漏らしてはならない。なお、設計の検討内容について、北陸地方整備局から説明を求められた場合は、事業者は、その必要に応じて隨時聴取を受けるものとする。

(13) 旅費交通費

本業務は旅費交通費を率化することにより業務改善を行う試行業務である。本業務において打合せ、関係機関協議、現地作業（現地踏査含む）にかかる旅費交通費は直接人件費の 0.63% として計上している。なお、契約変更によって直接人件費の増減があった場合の旅費交通費においては変更後の直接人件費に対し率を乗じた額により計上する。ただし、旅費交通費の上限は 24.4 万円とし、変更によって宿泊が生じた場合は本試行の対象外とする。

2. BIM/CIM 適用業務について

(1) BIM/CIM 適用業務

本業務は、BIM/CIM 適用業務（発注者指定型）である。

以下に示す活用内容について、3 次元モデルを作成し活用する。詳細については、受発注者で協議し、以下の(2)～(5)により実施する。

なお、受注者が希望する場合、発注者が示す活用内容以外の活用内容を提案することができる。

活用内容	活用内容の詳細
〔義務項目〕	
出来上がり全体イメージの確認	出来上がりの完成形状を 3 次元モデルで視覚化することで、関係者で全体イメージの共有を図る。
特定部の確認 (2 次元図面の確認補助)	2 次元では表現が難しい箇所を 3 次元モデルで可視化することで、関係者の理解促進や 2 次元図面精度向上を図る。

(2) BIM/CIM 実施計画書の作成

3 次元モデルの活用について、以下ア～オの内容について受発注者で協議し、BIM/CIM 実施計画書を作成する。内容に変更が生じた場合は、受発注者で協議し、BIM/CIM 実施（変更）計画書を作成する。

- また、作成したBIM/CIM実施計画書（変更含む）に基づき、本業務を実施する。
- ア 3次元モデルの活用内容（実施内容、期待する効果等）
 - イ 3次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された3次元モデルの使用等）
 - ウ 3次元モデルの作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類
 - エ 3次元モデルの作成担当者
 - オ 3次元モデルの作成・活用に要する費用

(3) BIM/CIM 実施報告書の作成

BIM/CIM 実施計画書に基づく 3 次元モデルの活用について、以下ア～オの内容を記載した BIM/CIM 実施報告書を作成する。

- ア 3次元モデルの活用概要（実施概要、期待する効果の結果等、期待した効果が十分に得られなかった場合の考察含む）
- イ 作成・活用した3次元モデル（作成範囲、詳細度、属性情報、基準点の情報等）
- ウ 後段階への引継事項（対応する無償ビューワーの種類、2次元図面との整合状況、活用時の注意点等）
- エ 成果物
- オ その他（創意工夫内容、基準要領に関する改善提案・意見・要望、ソフトウェアへの技術開発提案事項等）

(4) 成果の納品

BIM/CIM 実施計画書（変更含む）、BIM/CIM 実施報告書及び作成した3次元モデルを納品する。

(5) BIM/CIM 実施の費用について

BIM/CIM 実施に係る費用は、当初計上していない。

受注者が「BIM/CIM 実施計画書」に基づいた見積書を発注者に提出し、発注者が実施内容と効果の把握、妥当性を確認した項目について、設計変更により計上するものとする。

3. 事前調査業務

事業者は、事業契約締結後、速やかに試掘調査、地質調査を実施するとともに、関係法令等に基づいて業務を遂行するものとする。

(1) 試掘調査

ア 試掘調査

歩道部内は既設埋設物が存在しているとともに、埋設状況も不明であるため、「R 3 国道 116 号電線共同溝詳細設計（令和 5 年 3 月）」の検討内容を詳細設計に反映できない箇所においては、詳細設計に先立ち、試掘調査等を行い、本調査結果を基に特殊部設置箇所や管路線形等を決定すること。

試掘実施箇所は、1 箇所あたり（1.0m × 2.5m × 1.5m）で、17 箇所（既存埋設物移設想

定箇所)を想定している。ただし、現地調査の結果、これによりがたい場合は北陸地方整備局と協議の上、変更契約の対象とする。

また、試掘及び本掘削における監視員は、埋設物件事故防止費として普通作業員を夜間延べ9人計上しているが試掘箇所数の変更や現場条件等により変更が生じた場合は、北陸地方整備局と協議のうえ、変更契約の対象とする。

既存埋設物移設想定箇所：2箇所/日 ※延べ9日を想定

なお、試掘に際して、交通の安全確保が必要な場合は、交通誘導警備員を配置する。なお、交通誘導警備員(交通誘導警備員A 4人日、交通誘導警備員B 12人日)を予定している。なお、警察等関係機関との協議により交通処理方法等の変更が生じた場合は、事業者は北陸地方整備局に報告するものとし、設計変更の対象とする。

ただし、一般国道116号における交通の誘導に関する交通誘導警備員は、箇所毎に1人以上、交通誘導警備業務の検定合格警備員を配置しなければならない。

イ 電線共同溝・情報BOX等の埋設管路等の事故防止

(ア)本工事は、情報ボックス及び光ファイバーケーブルなどの近接工事であるため、電線共同溝(技術)マニュアル(改訂案)、情報BOX・施工マニュアル(案)に基づき、施工計画書の通信等設備事故防止計画には下記事項を記載するものとする。

- ・設備事故防止管理者
- ・埋設箇所の確認方法(地中探査機含む)
- ・近接部の工事施工方法(仮設計画含む)
- ・作業上の留意事項及び作業員への周知方法
- ・事故発生時の連絡体制及び即応体制
- ・その他必要な事項

また、工事着工前に当たり、北陸地方整備局及び占用企業者の立会を求め試掘を行い、埋設位置を確認すること。

(イ)情報BOX等の設置位置の確認結果については、工事打合簿に下記の「地下埋設物確認表」及び位置等の分かる図面(測量成果)、写真等の資料を添付して北陸地方整備局に報告すること。

地下埋設物確認表

地下埋設物	位 置	確認方法	現場確認者	現場状況特記事項
情報BOX		試掘	○○ ○○	(確認日: R0.0.0)

(2) 地質調査

地質調査の実施内容は以下を想定する。

ア 機械ボーリング

(ア) $\phi 66\text{mm}$ ボーリング(ノンコアボーリング 50m以下、鉛直下方)砂・砂質土

数量: 20m 7箇所 (1箇所あたり内訳; 砂・砂質土 15m 粘土・シルト 5m)

$\phi 86\text{mm}$ ボーリング(ノンコアボーリング 50m以下、鉛直下方)

数量: 3m 7箇所 (1箇所あたり内訳; 砂・砂質土 3m)

(イ)サンプリング

共通仕様書に基づき、試料の採取を行う。

①固定ピストン式シンウォールサンプラー 数量：7本

(ウ)サウンディング及び原位置試験

共通仕様書に基づき、サウンディング及び原位置試験を行う。

①標準貫入試験 砂・砂質土 数量：105回

標準貫入試験 粘土・シルト 数量：35回

(エ)準備及び後片付け 数量：1業務

資機材の準備・保管、ボーリング地点の整地・後片付け位置出し測量等を行う。

(オ)足場仮設

機械ボーリングに必要な機械及び仮設足場の設置撤去を行う。

①平坦地足場（高さ0.3m超、ボーリング深度50m以下） 数量：7箇所

(カ)調査孔閉塞 数量：7箇所

調査孔の閉塞を行う。

(キ)環境保全（仮囲い） 数量：7箇所

ボーリングを行う場所等で安全上、環境保全上、囲いが必要な場合を行う。

(ク)土質・土壤試験

以下の試験項目について、共通仕様書に基づき試験を行う。

・土の密度試験 数量：7試料

※1試料につき3個を基準としている。

・土の含水比試験 数量：7試料

※1試料につき3個を基準としている。

・土の湿潤密度試験 数量：7試料

※1試料につき3個、A法を基準としている。

・土の粒度試験 数量：7試料

※沈降分析（ふるい分析含む）を基準としている。

・土の液性限界試験 数量：7試料

※1試料につき6点を基準としている。

・土の塑性限界試験 数量：7試料

※1試料につき3個を基準としている。

・土の一軸圧縮試験 数量：7試料

※1試料につき2供試体を基準としている。

(ケ)解析等調査

共通仕様書に基づき、解析等調査を実施するものとする。

・資料整理とりまとめ

・断面図等の作成

(コ)交通誘導警備員

・交通誘導警備員A 数量：35人日

警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に、従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員とする。

一般国道116号において、作業期間中に現道上で交通危害の恐れがある場合は、箇所毎に1人以上、交通誘導警備員Aを配置することとする。なお、昼間勤務、交替要員なしを標準とし、これに依らないものは、別途、監視職員と協議するものとする。

・交通誘導警備員B 数量：35人日

警備業者の警備員で、交通誘導警備員A以外の交通の誘導に従事するものとする。なお、昼間勤務、交替要員なしを標準とし、これに依らないものは、別途、監視職員と協議するものとする。

イ 解析等業務

(ア)解析等業務

共通仕様書に基づいて、解析等業務を実施するものとする。

・既存資料の収集・現地調査

- ・資料整理とりまとめ
- ・断面図等の作成
- ・総合解析とりまとめ（種目数：6種～9種）

4. 詳細設計業務

(1) 基本的な考え方

詳細設計の基本的な考え方を以下に示す。

- ア 詳細設計は、設計等成果である「R3国道116号電線共同溝詳細設計（令和5年3月）」を参考とし、詳細設計にて実施する試掘調査結果や関係機関協議会等における要望事項などを反映させ電線共同溝修正設計や一般構造部構造物設計などを実施すること。
- イ 起終点部においては既設の電線共同溝との接続を、出来島一交差点においては新潟市が計画する電線共同溝と接続する計画とすること。
- ウ 官地に残存する電柱は、必要な電柱以外全て撤去することを基本とする。なお、民地に残存する電柱の取扱については、北陸地方整備局や電柱所有者と協議し、決定すること。
- エ 事業対象区域には、道路法に基づく届出対象区域が設定されていることから、次のことに留意して設計すること。なお、届出対象区域の範囲等は、国土交通省ホームページ（https://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/chi_23.html）で確認可能である。
①届出対象区域内にある既設電柱を活用した連系設備等の設置はしない。
②届出対象区域内に新たに電柱は設置しない。
※①、②において、当該電柱が倒壊した場合でも国道116号の緊急自動車等の通行に支障がないと新潟国道事務所が確認した電柱は除く。

(2) 設計業務及び設計条件

ア 電線共同溝修正設計

- | | | |
|----------------|----------|-------------|
| ①設計計画 | ②現地踏査 | ③設計条件の整理・検討 |
| ④平面・縦断線形検討 | ⑤数量計算 | ⑥管路部設計 |
| ⑦特殊部設計 | ⑧地上機器部設計 | ⑨施工計画 |
| ⑩関係機関との協議用資料作成 | ⑪照査 | ⑫報告書作成 |
- 設計条件：設計延長 2.92 km (1.46km×2(上下線))、詳細設計成果あり、市街地(DID地区)

イ 交差点照明施設詳細設計

- | | | |
|-------|--------------------|-----|
| ①設計計画 | ②設計条件の確認・交差点照明施設設計 | |
| ③設計図 | ④数量計算 | ⑤照査 |

ウ 一般構造物設計（L型擁壁、土留型特殊部詳細設計）

- | | | |
|--------|----------|-------|
| ①設計計画 | ②設計条件の確認 | ③設計計算 |
| ④設計図 | ⑤数量計算 | ⑥照査 |
| ⑦報告書作成 | | |
- 設計条件：構造形式（L型擁壁、土留型特殊部）ごとに1ケース 計2ケース、予備設計成果あり

エ 仮設構造物詳細設計（自立式）

- | | | |
|-------|-------|--------|
| ①設計計画 | ②設計計算 | ③設計図 |
| ④数量計算 | ⑤照査 | ⑥報告書作成 |

設計条件：土質調査ごとに1ケース、計7ケース（1ケース+類似6ケース）

（3）電線共同溝

占用業者等が作成した配線計画図を基に、ケーブル条数、径などを区間別に整理すること。
また、将来の道路計画について把握し、問題点を整理すること。

- ア 詳細設計においては、「R3国道116号電線共同溝詳細設計（令和5年3月）」において計画した配線計画図をもとに、詳細設計で実施する関係者協議の結果を踏まえ管路配置や、特殊部の配置の見直しを行うこと。
- イ 地上機器については、「R3国道116号電線共同溝詳細設計（令和5年3月）」成果を基に占用業者等との調整を図り、設置位置等を決定すること。
- ウ 引込管・連系管・連系設備の引込・立上り位置調整と、北陸地方整備局以外の道路管理者の管理道路への連系設備等に関する調整を行う。なお、連系管・連系設備を立上げる場合は、電柱所有者の了解を得ることとする。
- エ 電線共同溝工事完了後の道路復旧について以下の事項を北陸地方整備局、関係機関等と協議し、設計に反映すること。
- （ア）植樹の形態、照明設備等の計画、舗装の形式、階段の形態
- （イ）その他関連事業の有無
- オ 道路内（車道、歩道）は既設埋設物が存在していることから、特殊部設置箇所においては、試掘調査等を行い、特殊部設置箇所を設定すること。
- （ア）既設占用物は迂回するなど、支障移転は可能な限り発生しないよう求めるが、やむを得ない場合は、詳細設計時に、関係機関と協議・調整を行い、詳細設計に反映すること。
- （イ）工法は、国土交通省等で検討が進められている無電柱化整備の低コスト手法に基づき、導入可能な手法について、北陸地方整備局及び関係機関との協議・調整を行いながら詳細設計に反映し、コスト縮減を図ること。

（4）照明設備（交差点照明）

安全かつ円滑な交通環境の形成を図るため、道路利用者に適切な視環境を提供する照明設備等を設置すること。

また、本事業の対象区間道路においては、「R3国道116号電線共同溝詳細設計（令和5年3月）」の照明計画を基に交差点照明に関する詳細設計を実施すること。

（5）一般構造物（擁壁工）

設計にあたっては、「R3国道116号電線共同溝詳細設計（令和5年3月）」の一般構造物予備設計を基に擁壁工に関する詳細設計を実施すること。

(6) 仮設構造物

本体構造の躯体・基礎形式に従い、立地位置の地形、地質、地下水、道路交通の確保、近接構造物の有無、地下埋設物、周辺環境（騒音振動等）の保全等に留意し、山留め形式を検討し選定すること。

5. 設計業務に係る調整業務

事業者は、設計業務と並行して、以下に記載する各種業務について北陸地方整備局と協議・連携の上、自ら主体的に業務を実施すること。

(1) 業務計画

事業者は、調整業務（設計段階）実施にあたり、次の(2)から(7)に記載する各種業務について業務計画書を作成し、業務着手予定の前日までに、北陸地方整備局へ提出すること。

(2) 事業説明、地元・関係者機関調整等

事業者は、地域住民及び地権者等に対して事業（設計）説明会を実施し、内容に対して同意を得るよう努めなければならない。説明対象者と周知方法については北陸地方整備局、新潟市と協議の上で決定し、十分な周知期間を確保することとする。

なお、説明会の周知方法については、北陸地方整備局が新潟市の協力を得た上で、事業者が周知活動を行うものとする。

(3) 支障物件等調査及び移転協議

事業者は、詳細設計にあたり電線共同溝の設置位置と影響範囲を現地確認した上で、支障物件の抽出と移転計画を立案すること。なお、占用者等への協議は事前に協議内容を北陸地方整備局と協議した上で行うものとする。

(4) 家屋調査

本工事の「整備工事」においては、工事に伴う公害（騒音・振動・粉塵・排出ガス等・水質汚濁）については特段考慮していない。

しかしながら、現地状況等により必要に応じて、事業者は、道路端から本工事施工影響範囲と想定される範囲を対象に、家屋調査等を実施し、工事の同意を得るものとする。その必要性については、北陸地方整備局と協議するものとする。

事業者は、家屋調査を実施するにあたり、5. (1)に基づき業務計画書を作成するときは、当該実施内容について、工事に着手する6ヶ月前までに北陸地方整備局と協議するものとする。

家屋調査の実施時期は、工事着手前と工事完成後とする。ただし、工事完成後の実施については、北陸地方整備局と協議した上で行うものとする。また、家屋調査の実施にあたっては、北陸地方整備局用地調査等業務共通仕様書、及び同共通仕様書に記載された地盤変動影響調査算定要領に基づき行うものとし、調査を実施する者は下記要件ア～オを満たす者とする。

なお、調査費用については当初は計上していないため、実施した場合は、設計変更の対象とする。

ア　調査実施時点において北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関するこ除く。）における補償関係コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている

者であること。

- イ 「補償コンサルタント登録規程」（昭和 59 年 9 月 21 日建設省告示第 1341 号。以下「登録規程」という。）第 2 条第 1 項の別表に掲げる事業損失部門の登録を受けていること。
- ウ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- エ 北陸地方整備局管内の新潟県内に本店・支店営業所のいずれかを有していること。
- オ 平成 25 年度以降、元請けとして、北陸地方整備局より受注し、完了した業務（再委託による業務は含まない）において、登録規程第 2 条第 1 項の別表に掲げる事業損失部門を含む業務の実績を有すること。ただし、実績として挙げた業務において北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関するこ除く。）の発注した業務に係る実績が、「地方整備局委託業務等成績評定要領」及び「地方整備局用地関係業務等成績評定要領」に基づく業務成績が 60 点以上であること。

家屋調査の実施にあたって、下請負人に請け負わせようとするときは、下請負人との請負契約書案を提出する際に、当該契約請負金額の内訳書を添付するものとする。なお、家屋調査成果物の品質確保のため、当該請負契約金額の積算にあたっては、北陸地方整備局が公表している「用地調査等業務積算基準」を参考とするものとし、また、北陸地方整備局は、当該請負契約金額が、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 85 条に基づく調査基準価格を上回っていることを監視職員が確認する。

本工事の施行に伴い工事損害等が発生したときは、事業者は北陸地方整備局へ速やかに報告するものとする。

下記（ア）及び（イ）の場合、北陸地方整備局へ予め協議するものとする。なお、事業者は、北陸地方整備局側の事務処理期間を考慮し、時間的余裕をもって協議するものとする。

（ア）因果関係の判定及び責任の所在

当該協議にあたって、事業者は、北陸地方整備局が因果関係の判定に必要となる未然防止対策及び工事実施状況等の資料を提供するものとする。

（イ）契約書第 36 条第 1 項に基づく損害賠償若しくは同条第 3 項に基づく協議により事業者が損害賠償する場合、工事損害等に対する費用負担額

損害賠償の負担にあたっては、当該協議後、北陸地方整備局からの承諾を得るまでは実施しないこと。

（5）占用業者等との電線共同溝の協議

事業者は、詳細設計について、下記に挙げる占用業者等と協議した上で設計図書を作成するものとする。

- ・ 東日本電信電話㈱（エヌ・ティ・ティ・インフラネット㈱）、㈱NTT ドコモ、
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱、東北電力ネットワーク㈱、㈱トーカネット、
㈱ニューメディア、新潟県警察本部

（6）占用業者等と引込管及び連系管・連系設備の協議

事業者は、詳細設計にあたり、前項の占用事業者等と協議した上で引込管、連系管の設計を行うとともに、電柱所有者へ連系設備の設計を依頼・委託および占用事業者等へ引込設備の設

計を依頼するものとする。また、電線共同溝と連系設備・引込設備の同時施工について、調整を行うこと。

(7) 交差点照明、信号・横断歩道等の計画調整

事業者は、交差点照明、信号・横断歩道等の計画について、道路管理者及び交通管理者と調整を行うものとする。

第3章 工事業務

1. 基本事項

(1) 一般事項

事業者は、設計業務の成果、事業契約書、本要求水準書、入札時の提案書類に基づいて、本施設の工事を行うこと。

また事業者は、工事業務期間中に電線管理者や地域住民等関係機関と必要な調整を行うものとし、本施設の完成後、施設の所有権移転を行うものとする。

本業務の履行にあたっては、国土交通省北陸地方整備局制定「土木工事共通仕様書（案）令和4年3月」（以下「土木工事共通仕様書」という。）及び国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室「電気通信設備工事共通仕様書（令和3年3月）」（以下「電気通信設備工事共通仕様書」という。）及び本要求水準書に基づき実施するものとする。土木工事共通仕様書及び電気通信設備工事共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は、改訂された最新のものとする。なお、工事途中で改訂された場合は、適用を北陸地方整備局と協議する。

(2) 業務の条件

事業者は、以下の条件に基づいて工事業務を実施すること。

- ア 事業契約書に定められた本施設の工事の履行のために必要となる業務は、事業契約書において北陸地方整備局が実施することとしている業務を除き、事業者の責任において実施すること。
- イ 工事業務の実施にあたり必要となる工事説明会等で近隣住民等に工事内容等の周知を行い、作業時間等の了承を得ること。
- ウ 建設工事に伴い想定される騒音、振動、悪臭、粉塵、交通渋滞等については、近隣住民の生活環境や近隣商業施設の営業環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の対応を講じて影響を最小限に抑えるための工夫を行うこと。
- エ 工事業務期間中の工事用電力、水等については事業者の負担とする。
- オ 事業者は、工事着工前に、工期及び工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書（工事全体工程表を含む）を作成し、北陸地方整備局に提出して、承諾を得ること。提出書類の内容については、土木工事共通仕様書及び要求水準書に準拠すること。
- カ 事業者は、上記の工事全体工程表記載の日程に従い、工事に着手し、工事を遂行するものとする。
- キ 事業者は、工事期間中、現場事務所に工事記録を常備するものとする。
- ク 事業者は、北陸地方整備局に対し、工事の進捗状況を定期的に報告するものとする。
- ケ 北陸地方整備局は、工事の進捗状況及び内容について、隨時事業者に確認できるものとする。

(3) 業務期間

事業者は、令和13年3月末までに本施設の完成・引渡しの工事業務を完了すること。なお、事業者が、不可抗力又は事業者の責めに帰することができない事由により、工期の延長を必要

とし、その旨を申し出た場合は、延長期間を含め北陸地方整備局と事業者が協議して決定するものとする。

(4) 路上工事の抑制

路上工事抑制期間は、新潟国道事務所ホームページ「路上工事抑制カレンダー」による。

<https://www.hrr.mlit.go.jp/nikoku/work/pdf/2022calendar.pdf>

(5) 現場代理人等

事業者は、現場代理人を設置するものとする。

また、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）等に従い、監理技術者等の必要な技術者を配置するものとする。

なお、下記に該当する場合で北陸地方整備局と協議の上認められたもの以外は、当該技術者を変更することはできないものとする。配置技術者を変更する場合は、入札説明書に定められた配置予定技術者に係るすべての条件に満足し、かつ第一次審査提出書類に記載された当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。ただし、変更後の配置技術者の CORINS への実績登録については、従事期間及び従事内容を考慮して登録を認めない場合がある。また、配置技術者を変更する場合は新旧技術者の引継期間について北陸地方整備局と協議するものとする。

- ア 傷病により職務の遂行ができないと判断された場合
- イ 死亡した場合
- ウ 退職した場合
- エ 真にやむを得ない理由により転勤となる場合
- オ 出産、育児、介護のため職務の遂行ができないと判断された場合
- カ 北陸地方整備局の責により工期延期となる場合
- キ 工期が 2 年以上の長期に渡る工事で 1 年以上の期間連続して従事した場合

(6) 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間

ア 現場施工に着手するまでの期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、北陸地方整備局へ書面により報告するものとする。

- イ 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間。
- ウ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間。
- エ 工事完成後、検査が終了し（北陸地方整備局の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、北陸地方整備局が検査合格通知書で完成検査の合格を通知し

た日とする。

(7) 完成検査及び完成（引渡）検査

事業者による完成検査及び完成（引渡）検査は、以下に基づき実施すること。

ア 事業者による完成検査

(ア) 事業者は、自己の責任及び費用において、完成検査（導通試験を含む）を実施するものとする。

(イ) 事業者による完成検査の実施については、それらの実施日の 7 日前までに北陸地方整備局に書面で通知するものとする。

(ウ) 事業者は、前項の報告終了後、速やかに北陸地方整備局に完成確認依頼書を提出するものとする。

イ 完成（引渡）検査

(ア) 北陸地方整備局は、完成確認依頼書を受領した後、完成（引渡）検査を実施するものとする。

(イ) 完成（引渡）検査は、事業者の立会いのもとに実施する。

(ウ) 完成（引渡）検査は、北陸地方整備局が確認した設計図書及び事業者の用意した施工記録との照合により実施する。

(エ) 事業者は、北陸地方整備局の行う完成（引渡）検査の結果、是正・改善を求められた場合、速やかにその内容について是正し、再検査を受けること。なお、再検査の手続きは完成（引渡）検査時の手続きと同様とする。

(オ) 事業者は、北陸地方整備局による完成（引渡）検査後、是正・改善事項がない場合には、北陸地方整備局から完成（引渡）検査完了の通知を受けるものとする。

(8) 設計変更等

設計変更等については、事業契約書及び土木工事共通仕様書 1-1-1-14～1-1-1-16 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事設計変更ガイドライン（案）」（北陸地方建設事業推進協議会 工事施工対策部会）及び「工事一時中止に係るガイドライン（案）」（北陸地方建設事業推進協議会 工事施工対策部会）によることとする。

(9) 工事完成図書の納品

ア 事業者は、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】（令和 4 年 3 月）」に基づいて作成した電子成果品を納品するものとする。ただし、協議により紙での提出としているものについては紙の成果品とする。

イ 道路工事完成図等の作成・納品

事業者は、「道路工事完成図等作成要領（国土技術政策総合研究所資料、平成 20 年 12 月）」に基づいて作成した電子データを、電子媒体で提出しなければならない。

事業者は、本要領に基づき、国土技術政策総合研究所がホームページ上に無償で公開している本要領に対応したチェックプログラムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で出力資料を含む（別紙等での提出も可能）電子データを提出しなければならない。道路工事完成図の作成にあたっては「CAD 製図基準（平

成29年3月版)」を適用することとする。

提出資料(道路工事完成図等作成要領p71参照)

【電子データ(CDで提出)】

- ・完成平面図: SXF データ(拡張子. P21)
- ・完成縦断図: SXF データ(拡張子. P21)
- ・完成平面図: 属性 XML データ(拡張子. saf)

※またはこれらを圧縮したデータ(拡張子. P2Z)

【出力資料】

- ・チェック結果記録
- ・完成平面図
- ・完成縦断図
- ・「完成平面図」チェック結果記録
- ・道路工事完成図等チェックプログラム結果ログ

(10) 工事書類の作成

- ア 工事書類の作成にあたっては、「土木工事現場必携 工事書類作成マニュアル編(平成31年3月 北陸地方整備局企画部)」に基づき実施するものとする。
なお、「工事関係書類一覧表」は国土交通省北陸地方整備局ホームページ(https://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/kansoka_index.html)から入手可能である。
- イ 「工事関係書類一覧表」により、工事着手前に「北陸地方整備局へ提出、提示する書類の種類」、「紙と電子の別」に関して「事前協議」するものとする。また「事前協議」の内容を変更する場合は、北陸地方整備局と事業者で協議を行うものとする。
- ウ イにおいて電子により提出、提示することとなった書類については、検査時その他の場合において紙での提出、提示は行わないものとする。

(11) 工事書類の提出

- ア 工事写真
事業者は、工事写真をデジタルカメラにより撮影を行う場合には、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】(令和4年3月)」に基づき電子データを格納した電子媒体を1部提出するものとする。
- イ 工事帳票
事業者は、工事帳票の交換・共有方法を紙により行う場合には、紙で2部提出するものとする。
工事帳票の交換・共有方法を情報共有システムにより行う場合には、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】(令和4年3月)」及び「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン(令和4年3月)」に基づいて行わなければならない。

(12) 成果品の納品

本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。
オンライン電子納品は、北陸地方整備局が用意した電子納品保管管理サーバへのオンライン

による納品を原則とする。

オンラインによる納品が実施できない場合は、北陸地方整備局と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

(13) 道路施設基本データの作成

- ア 道路施設基本データ(道路施設及び情報通信光施設)は、北陸地方整備局から配布する「道路施設基本データ作成要領(北陸地方整備局版)(案)」に基づいて作成すること。
- イ 作成した道路施設基本データは、完成工期前に北陸地方整備局の審査を受けたのち提出すること。
- ウ 北陸地方整備局の都合により、完成工期までに事業者が作成したデータの審査が実施できない場合は、後日、審査を実施する。審査の結果、修正等が必要となった場合、事業者は協力すること。
- エ 道路施設基本データは、完成工期前に提出を求める場合がある。

(14) 中間技術検査

北陸地方整備局は、整備工事期間中、各年度末において中間技術検査を実施する。

(15) 打合せ

工事業務を適正かつ円滑に実施するため、北陸地方整備局と事業者は、常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度事業者が書面(打合せ記録簿)に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

(16) 週休 2 日に取り組む工事

- ア 本工事は、週休 2 日に取り組む工事(発注者指定方式)の試行工事であり、事業者は週休 2 日の現場閉所を行うものとする。
- イ 事業者は、「工程調整部会」開催後、工事着手前迄に、現場閉所予定日を設定し、CCS(クリティカル工程共有表)に明記し、北陸地方整備局に提出すること。また、工程に変更が生じた場合は、工程を見直し、提出すること。
- ウ 週休 2 日の取得とは対象期間において、4週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- エ 対象期間は工事着手日から現場完了日までの期間をいう。なお、年末年始 6 日間と夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、北陸地方整備局があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(事業者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- オ 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。これにより難い場合は、別途協議すること。

- カ 「工程調整部会」は工事契約後、施工前までに開催することを必須とする。
- キ 事業者は月1回程度を目安に現場閉所日の実績を北陸地方整備局に提出し、確認を受けること。
- ク 当初より4週8休以上（現場閉所率28.5%以上）の達成を前提とした以下の各経費の他、土木工事標準単価を補正済であるが、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たないものは、補正分を減額変更するものとする。

【4週8休以上】

※現場閉所率28.5%（8/28日以上）

労務費 1.05

機械経費（賃料） 1.04

共通仮設費率 1.04

現場管理費率 1.06

- ケ 工事完了後に試行についての検証（アンケート又はヒアリング）の実施する場合には、事業者は協力すること。

（17）熱中症対策に資する現場管理費の補正について

- ア 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費補正の試行対象工事であり、熱中症対策に資する現場管理費補正を希望する場合は、事業者は施工計画書に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載するものとする。
- イ 計測方法は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。ただし、これによりがたい場合は、施工現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いるものとし、計測に要する費用は事業者の負担とする。
- ウ 対象期間は工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。
- エ 施工計画書に基づき提出された計測結果をもとに対象期間内の真夏日率に補正係数を乗じて補正值を算出し、現場管理費率に加算するものとする。なお、真夏日とは日最高気温が30度以上の日をいい、WBGTを用いる場合は、WBGTが25°C以上となる日を真夏日と見なす。

真夏日率 = 工期期間中の真夏日 ÷ 工期

補正值（%） = 真夏日率 × 補正1.2

現場管理費 = 対象純工事費 × ((現場管理費率 × 補正係数) + 補正值)

ただし、補正值については「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」及び「緊急工事の場合」と重複する場合においても、最高2%とする。

（18）法定外の労災保険の付保

本工事において、事業者は法定外の労災保険に付さなければならない。

2. BIM/CIM 適用工事について

(1) BIM/CIM 適用工事

本工事は、BIM/CIM 適用工事（発注者指定型）である。

以下に示す活用内容について、3 次元モデルを作成し活用する。詳細については、受発注者で協議し、以下の 2～5 により実施する。

なお、受注者が希望する場合、発注者が示す活用内容以外の活用内容を提案することができる。

活用内容	活用内容の詳細
〔義務項目〕	
施工計画の検討補助	詳細設計等で作成された 3 次元モデルを閲覧し、施工計画を検討する際の参考にする。
2 次元図面の理解補助	詳細設計等で作成された 3 次元モデルを閲覧し、2 次元図面を理解する際の参考にする。
現場作業員等への説明	詳細設計で作成された 3 次元モデルを用いて、現場作業員等に工事の完成イメージ等を説明し、現場作業員等の理解促進を図る。

(2) BIM/CIM 実施計画書の作成

3 次元モデルの活用について、以下ア～オの内容について受発注者で協議し、BIM/CIM 実施計画書を作成する。内容に変更が生じた場合は、受発注者で協議し、BIM/CIM 実施（変更）計画書を作成する。

また、作成した BIM/CIM 実施計画書（変更含む）に基づき、本工事を実施する。

- ア 3 次元モデルの活用内容（実施内容、期待する効果）
- イ 3 次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された 3 次元モデルの使用等）
- ウ 3 次元モデルの作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類
- エ 3 次元モデルの作成担当者
- オ 3 次元モデルの作成・活用に要する費用

(3) BIM/CIM 実施報告書の作成

BIM/CIM 実施計画書に基づく 3 次元モデルの活用について、以下ア～オの内容を記載した BIM/CIM 実施報告書を作成する。

- ア 3 次元モデルの活用概要（実施概要、期待する効果の結果等、期待した効果が十分に得られなかった場合の考察含む）
- イ 作成・活用した 3 次元モデル（作成範囲、詳細度、属性情報、基準点の情報等）
- ウ 後段階への引継事項（対応する無償ビューワーの種類、2 次元図面との整合状況、活用時の注意点等）
- エ 成果物
- オ その他（創意工夫内容、基準要領に関する改善提案・意見・要望、ソフトウェアへの技術開発提案事項等）

(4) 成果の納品

BIM/CIM 実施計画書(変更含む)、BIM/CIM 実施報告書及び作成した 3 次元モデルを納品する。

(5) BIM/CIM 実施の費用について

BIM/CIM 実施に係る費用については、受注者が「BIM/CIM 実施計画書」に基づいて見積書を発注者に提出し、発注者が実施内容と効果の把握、妥当性を確認した項目について、設計変更により計上するものとする。

3. DX データセンターの使用

本工事は DX データセンターを使用することで、VDI による専用ソフトの利用及び受発注者間のデータの共有の円滑化を図る工事である。

3 次元モデルを活用するにあたり、受注者が希望する場合、国土技術政策総合研究所が運用する DX データセンターにインストールされている専用ソフトウェアを使用することができる。

DX データセンター内の有償ソフトウェアを使用する場合は、受注者が有償ソフトウェアの使用契約手続きを行うものとし、有償ソフトウェアの使用料は協議により設計変更の対象とする。

なお、DX データセンターの詳細については、DX データセンターの参考資料（<https://dxportal.nilim.go.jp/exonym/reference>）及びポータルサイト（<https://dxportal.nilim.go.jp/exonym>）を参照すること。

4. 整備工事業務（特記事項）

(1) 施工条件

ア 施工条件

本工事の施工にあたっての施工条件を下記に明示するので、事業者は、施工計画書の作成時及び工事施工時においては、十分留意するものとする。なお、明示した施工条件に変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。また、施工条件が当初の段階で想定できず、工事実施期間中に発生した場合についても、北陸地方整備局と事業者とが協議し契約変更の対象とする。

(ア) 用地関係

- ・工事施工において民地借上を必要とする場合の協議及び補償等は、特に指示しない限り、一切の行為は事業者の責任において処理しなければならない。
- ・本工事の施工区域外の工事用地においては、使用終了後速やかに原形復旧しなければならない。
- ・工事区域における用地取得は予定していない。
- ・本工事における借地は予定していない。

(イ) 公害関係

- ・工事に伴う公害防止（騒音・振動・粉塵・排出ガス等）については、特段考慮していない。
- ・水替、濁水処理等は特段考慮していない。

- ・現地状況等により対策が必要となった場合は事前に北陸地方整備局に協議し承諾を得た後、対策を実施するものとし、必要に応じて設計変更の対象とする。
- ・万が一、公害等が発生した場合は、速やかに北陸地方整備局に報告し、その対応について協議し、必要に応じて応急措置を講ずるものとする。

(ウ)安全対策関係

- ・公共・公益施設（ガス、電気、電話、水道等）等からの施工上の制約はない。
- ・有毒ガス及び酸素欠乏等の対策は、特段考慮していない。
- ・現地状況等により対策が必要となった場合は事前に北陸地方整備局に報告した後、対策を実施するものとし、必要に応じて設計変更の対象とする。

(エ)工事用道路関係

- ・資機材等の搬入路については、既設の道路を使用することで考えており、特に道路管理者（地元住民等）等からの制限は受けていない。
- ・現地状況等により対策が必要となった場合は事前に北陸地方整備局に報告した後、対策を実施するものとし、必要に応じて設計変更の対象とする。

(オ)その他

- ・工事用資機材の仮置きは、特段考慮していない。
- ・事業者は、現場発生品を下記の場所へ運搬すること。詳細については北陸地方整備局が指示する。

現場発生品名	引渡場所	運搬距離（片道）
軽量鋼矢板、パイプサポート、H形鋼、照明灯	小新IC資材置場	6.7km

イ 工事工程の共有

事業者は、設計図書並びに最新の施工条件を基に北陸地方整備局・事業者間で作成したCCS（クリティカル工程共有表）を北陸地方整備局と共有すること。

工事工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「北陸地方整備局」又は「事業者」）を明確にすること。

また、施工中に工事工程表に変更が生じた場合、適切に北陸地方整備局・事業者間で共有することとし、工程の変更理由（以下（ア）～（オ）に示す）が事業者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

（ア）北陸地方整備局・事業者間で確認した工事工程の条件に変更が生じた場合

（イ）著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合

（ウ）工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合

（エ）資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合

（オ）その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

なお、工事工程の共有を円滑に実施するために、共有にあたっては原則、情報共有システム（ASP）の機能を活用するものとする。また、事業者が作成した工事工程については、成果物として電子データで納品を受けるものとする。

ウ 施工時間

- (ア) 当初設計においては、本工事の施工は昼間施工を見込んでいる。なお、日々の作業終了時には段差擦付舗装、仮舗装等により復旧し、車線規制を行わず解放することを原則とする。事業者は、これにより難い場合は北陸地方整備局に報告し指示を受けるものとし、必要に応じて設計変更する。
- (イ) 本工事における昼間施工の作業時間帯は、9時～16時を想定している。なお、北陸地方整備局が作業時間の変更を指示した場合はこの限りではない。詳細については北陸地方整備局と調整すること。

(2) 挖削土工

ア 仮設工

電線共同溝工の床掘りは、軽量鋼矢板による土留掘削を予定している。事業者は同工法により難い場合は、北陸地方整備局に報告し指示を受けるものとし、必要に応じて設計変更の対象とする。

イ 埋戻し

- (ア) 床付面から管上10cmまでは良質な砂（中埋砂）にて水締めを行う。
- (イ) 管上10cmから路盤下端までの埋戻しは、路盤材と同様RC-40を計上している。掘削・床掘土が良質な場合は、それを流用することとし、事業者は北陸地方整備局に報告し指示を受けるものとし、設計変更の対象とする。

ウ 作業残土の処理

残土運搬先は曾和残土置場（国道116号 63.5kp付近）を見込んでいる。詳細は、北陸地方整備局の指示によるものとし、設計変更の対象とする。

(3) 構造物一般

ア 基礎床掘に関する排水

基礎床掘において、ポンプによる排水は考慮していないが排水の必要が生じた場合は、契約変更の対象とする。

イ 敷モルタル及び管路基礎に関する材料

敷モルタルの混合比は1:3を標準とし、セメントの種類は高炉Bとする。また、管路基礎については再生砂を標準とする。

ウ 接地工事

接地工事については電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号、令和4年4月改正）第19条及び第20条に基づき施工するものとする。

- (ア) D種接地は、高圧機器部以外に設置し、接地抵抗値100Ω（直徑1.6mm以上の電線）を確認し施工する。

上記施工にあたっては、接地抵抗を下向きに示す方法で測定し、種類別に接地棒の長さ・接地線の太さ・長さ（余長1m以上）を決定し北陸地方整備局に報告するものとする。

エ 土工

擁壁工などの掘削・床掘は、鋼矢板（油圧圧入・引き抜き）による土留掘削を想定してい

る。事業者は詳細設計の実施により適切な施工方法を北陸地方整備局に報告し指示を受けるものとし、必要に応じ設計変更の対象とする。

オ 構造物基礎（直接基礎）

擁壁工などは直接基礎を想定している。事業者は詳細設計の実施により適切な基礎工を北陸地方整備局に報告し指示を受けるものとし、必要に応じ設計変更の対象とする。

なお、直接基礎を採用の際は、事業者は構造物の施工に先立ち平板載荷試験（地盤工学会基準 JGS1521）を実施し地盤反力を算定のうえ北陸地方整備局に報告し指示を受けること。

反力装置はバックホウ（0.8m³ 排他 2 次）1 共用日／回を計上しているが測定箇所および回数等は北陸地方整備局と協議すること。

対象	載荷重	回数
L型擁壁 土留型特殊部	50kN 以内	7回

(4) コンクリート工

本工事で使用するコンクリートは、生コンクリートとし、その配合は下表のとおりとする。

番号	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ [°] (cm)	骨材最大 寸法(mm)	W/C (%)	単位セメント 量(kg/m ³)	セメント種類	適用工種
1	18	8	40	60 以下	—	BB	L型擁壁および土留型特殊部基礎コンクリート、集水井、L型側溝エプロンコンクリート、
2	18	8	40	65 以下	—	BB	均しコンクリート
3	18	8	25	65 以下	—	BB	勾配コンクリート

注) 番号 1、2、3 について、スランプ 8cm によりがたい場合は 12cm とすることができる。

番号 1、2 について、骨材最大寸法が 40mm によりがたい場合は 25mm とすることができる。

(5) コンクリートの圧縮強度試験

コンクリートの圧縮強度試験のうち、材齢 28 日のものは、公的試験実施機関において実施することを原則とする。

なお、公的試験実施機関で試験を行う場合は、土木工事共通仕様書 1-3-3-2「工場の選定」4. に記載されている臨場を行わなくてよいものとする。

(6) 再生路盤材

ア 材料（再生路盤材）

(ア) 本工事における再生路盤材の使用箇所および種類等は下表による。

使 用 箇 所	再 生 材 の 種 類	品 質
自転車・歩行者道 自動車乗入道	路 盤	(RC-40) 土木工事共通仕様書2-6-3 による
本線車道	下層路盤	

(イ) 施工にあたっては、工事着手後当該工事現場から 40km 範囲内（再生プラントが 5 箇所以上ある場合は運搬距離の近い順に品質証明ができる 5 プラントまでとしてもよい）の再生プラントへ供給可能量を照会し、施工前にその都度搬入プラント及び使用範囲又は使用の可否を北陸地方整備局に報告したうえで行うものとする。

なお、再生材の使用は下記プラントを予定している。

材料	会社名	所在地
RC-40	(株)加賀田組 大野プラント	新潟市南区下塩俵1890

(ウ)RC-40以外については、新材料を見込んでいるが、施工にあたっては、前記(イ)と同様にプラントへ出荷可能の可否を照会し、使用の可否を北陸地方整備局に報告したうえで行うものとする。

イ 品質管理

品質管理基準及び規格値は、土木工事共通仕様書（工種：下層路盤）による。なお、複数の再生プラントより再生碎石を搬入する場合は、それぞれの品質管理を行うものとする。
また、品質を証明できないプラントの再生碎石は使用しないものとする。

ウ 出来形管理

出来形管理基準及び規格値は、土木工事共通仕様書（工種：下層路盤）による。

(7) アスファルト舗装工

- ア アスファルト混合物の配合は設計要領による。
- イ 再生アスファルト混合物及び材料の規格は、「舗装再生便覧」による。
- ウ 再生アスファルト混合物の製造における再生骨材の混入率は、「熱交換方式」による場合は20%以下、「加熱方式」による場合は50%以下とする。
- エ 事業者は、本工事に使用する加熱アスファルト混合物（以下「混合物」という）で、アスファルト混合物事前審査委員会による審査（以下「事前審査」という）の認定を受けた混合物を使用する場合は、土木工事共通仕様書第3編2-6-3アスファルト舗装の材料、2-6-7アスファルト舗装工、2-6-12コンクリート舗装工及び第10編2-4-2材料について、事前審査による認定通知書の写しを北陸地方整備局に提出するものとする。

なお、この場合の土木工事共通仕様書「土木工事施工管理基準及び規格値(案)」における品質管理基準は、下表のとおりとする。

工種	種別	試験区分	試験項目	試験基準
アスファルト舗装	材料	必須	全項目	事前審査
		その他	全項目	事前審査
	プラント	必須	配合試験	事前審査
			混合物のアスファルト量抽出	合材工場自主管理要領
			混合物の粒度分析試験	
			温度測定（混合物）	
		基準密度の決定	事前審査	
	その他	全項目	合材工場自主管理要領	

- オ 車道本線の表層における締固め度の合格判定値は97%以上とする。
- カ 自転車・歩行者道及び路肩（車道と分離施工する場合）の締固め度の合格判定値は下表のとおりとする。

種別	規格値
路盤工	最大乾燥密度の85%以上
アスファルト舗装工	基準密度の90%以上

(8) 漆青材料（アスファルト舗装）

舗装施工時に使用する漆青材料の種類及び使用量は、下表を標準とする。

種類	材 料	使用量	適用場所
プライムコート	アスファルト乳剤(PK-3)	1.2ℓ/m ²	路盤面
タックコート	アスファルト乳剤(PK-4)	0.4ℓ/m ²	アスファルト舗装面及びコンクリート面

注) 上層路盤（アスファルト安定処理）面に使用する場合は、タックコートを用いるものとする。

(9) 路面切削工

路面切削によって生ずる路肩部等の段差は、事業者が日々すり付けるものとする。

(10) 路面排水工

- ア 鋼製格子蓋は、10m毎に1m以上設置することを標準とする。
- イ 車道内に設置する鋼製格子蓋は、ボルト等により固定すること。

(11) 基礎碎石・裏込め材

構造物の基礎碎石及び裏込め材には、再生碎石(RC-40)を使用すること。

(12) 道路附属物工

- ア 区画線

(ア) 施工

①事業者は、作業に先立ち、使用材料の品質について、契約締結後すみやかに、JIS認定工場による性能試験成績表を提出すること。

②施工種類毎の使用材料及び使用量は下表のとおりとする。

使用材料および使用量

施工種類 使用材料	規 格	ペイント式（自走）		溶融式（手動）
		常温式	加熱式	
トラフィック ペイント	規 格	JISK-5665 1種	JISK-5665 2種	JISK-5665 3種1号
	使 用 量	50ℓ/km以上	70ℓ/km以上	570kg/km以上
ガラスビーズ	性 状	JISR-3301 1号	JISR-3301 1号	JISR-3301 1号
	使 用 量	39kg/km以上	59kg/km以上	25kg/km以上

注) 使用材料は施工幅15cm当たりのものとする。

ペイント式については、水性タイプと溶剤タイプに適用する。

塗料、ガラスビーズの使用量はロス分を含む数量である。

溶融式（手動）は塗布厚1.5mmの場合の使用量である。

③ペイント式においては、水性タイプを標準とするものとする。

なお、事業者は水性タイプによりがたい場合は北陸地方整備局と協議するものとする。

水性タイプにおいては、揮発性有機溶剤（VOC）の含有量が5%以下のものとする。

④施工種類が溶融式の場合のプライマー塗布量は、施工幅15cmあたり25kg/km程度とし、塗布幅は区画線幅より2cm程度広めに塗布する。

⑤区画線（仮区画線は除く）の消去は、「削り取り方式」とし確実に消去する。

(イ)施工管理

①出来形管理

- ・事業者は作業施工記録の保存と作業後の出来形確認の資料とするため、施工延長5kmにつき1箇所、同一地点の施工前後の状況が明瞭にわかるカラー写真を撮影する。

- ・事業者は施工種類および施工日毎に各1回、テストピースを採取する。

②品質管理

事業者は施工種類が溶融式の場合、施工日の午前・午後の各1回、塗装温度を実測する。

イ 道路附属物等におけるボルト部のマーキング

本工事において施工する道路附属物（「標識」「照明施設」等）については、ボルト部のゆるみ等を目視にて確認するためボルト部（ボルト、ナット、座金及びプレート部）に対し連続したマーキング（合いマーク）を行うこと。

なお、マーキング等の詳細は、「附属物（標識、照明施設等）の点検要領(案) 平成26年6月国土交通省道路局国道・防災課」による。

ウ 防護柵設置工における出来形確保対策について

(ア)事業者は、防護柵設置工の出来形管理方法について、防護柵設置工着手前に北陸地方整備局の承諾を得なければならない。

(イ)事業者は、支柱の建て込み時に現地の状況等により建て込みが困難な場合は、北陸地方整備局に報告し、指示を受けるものとする。

(ウ)事業者は、防護柵の所定の根入れ長を確保するため、非破壊試験による出来形管理を行う。ただし、以下の場合はビデオカメラによる出来形管理とすることができる。

①防護柵が別添「非破壊試験による鋼製防護柵の根入れ長測定要領(案)」（以下「測定要領(案)」という。）の適用範囲外の場合

②事業者が測定機器を調達できない場合

③測定機器が測定要領(案)で定める性能基準を満たさない場合

④非破壊試験による出来形管理が妥当ないと判断される場合

⑤その他非破壊試験によって出来形管理ができない場合

(エ)非破壊試験による出来形管理にあたっては、測定要領(案)に従い行う。

(オ)ビデオカメラによる出来形管理にあたっては、以下の状況をビデオカメラにより全本数分撮影する。

①支柱建て込み前の根入れ長測定状況

②支柱建て込み直前（機械セット時）から建て込み完了まで連続撮影

なお、撮影したビデオテープ等の記録媒体は施工確認書（別紙）とともに北陸地方整備局

～提出する。

エ 防護柵設置工の費用について

防護柵設置工の出来形管理の非破壊試験費用は見込んでいないが、非破壊試験による出来形管理が必要な場合は設計変更の対象とする。

(13) 電線共同溝工

ア ハンドホール蓋

ハンドホール蓋については、シリンドー錠により施錠する構造を標準とする。また、国土交通省のマーク及び管理番号を付すことを標準とする。

イ 設計条件の確認

事業者は、電線共同溝管路の施工及び特殊部(小口板)製作等において、事前に占用業者等に対し、設計図書に基づき設計条件の確認を行い、その結果を北陸地方整備局に報告すること。

なお、確認の結果、設計図書に変更が生じた場合は、必要に応じて設計変更の対象とする。

(14) 交差点照明設備

ア 交差点照明柱基礎位置

交差点照明柱基礎位置については、交通管理者及び北陸地方整備局立会のうえ決定するものとし、現地状況等により基礎の形状が変わる場合は協議するものとし、契約変更の対象とする。

イ 道路照明に係る電気需給契約申込み手続き

本工事の施工に係る道路照明設備の新設、変更、廃止等により、電気需給契約の新規、変更、廃止等の申込みが必要となる場合は、事業者において、電力会社へ提出する電気需給申込書を適正に記載するとともに、「道路照明等に係る電気需給契約申込みの管理票」により必要事項を記載し、主任監督員等による確認を受けた後、施工、電気需給契約申込みを遗漏無く行うものとする。

(15) ワンデーレスpons対象工事

ア 本工事は、ワンデーレスpons実施対象工事である。

「ワンデーレスpons」とは、事業者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを北陸地方整備局と調整のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

イ 事業者は、作業間の関連や工事の進捗状況等を把握できるよう、工程管理方法について綿密に検討すること。

ウ 事業者は、工事施工中において問題が発生した場合、作業内容や工程及び発生原因等を整理のうえ、速やかに文書にて北陸地方整備局と協議すること。

(16) 建設現場における遠隔臨場

ア 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、事業者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や北陸地方整備局における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものである。なお、遠隔臨場は、『建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

イ 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場条件により遠隔臨場の適用性が一致しない場合も想定されることから、現場での適用・不適用については、北陸地方整備局と事業者にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。事業者は適用する工種、確認項目に関する協議資料作成にあたり、『建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）』別表1～3を参考とする。

ウ 実施内容

(ア) 段階確認・材料確認、立会での確認

事業者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声をWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものである。

(イ) 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）やWeb会議システム等は事業者が手配、設置するものとする。これによらない場合は北陸地方整備局と協議し決定するものとする

(ウ) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に北陸地方整備局と事業者で協議を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものとメール等の代替手段で共有し、北陸地方整備局は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は北陸地方整備局と事業者で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(エ) 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、北陸地方整備局の指示による。

(オ) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、当初見込んでいないため、見積書の提出を求め、妥当性を確認したうえで計上する。なお、費用については、技術管理費に積上げ計上する。

(カ) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和3年9月30日（国不建第273号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

(17) 情報共有システムについて

ア 本工事は、北陸地方整備局及び事業者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業

- 務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事等の情報共有システム活用ガイドライン」（令和3年3月）に基づき実施すること。
- イ 事業者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、北陸地方整備局と協議し承諾を得なければならない。使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
- ・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 令和4年3月版(Rev5.4)
(国土技術政策総合研究所) (ただし、5.3.1 データ連携機能を除く)
- ウ 北陸地方整備局及び事業者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、事業者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、北陸地方整備局と協議の上決定する。
- エ 事業者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
- (ア)情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - (イ)サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに北陸地方整備局及び事業者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - (ウ)(イ)の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると北陸地方整備局若しくは事業者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、事業者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
- オ 情報共有システムを利用する北陸地方整備局等及び事業者の費用は共通仮設費（技術管理費）の率分に含まれる。利用料金は情報共有システムへの登録料及び使用料である。
- カ 事業者は、北陸地方整備局から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

(18) 品質証明

- ア 本工事は、「品質証明制度適用工事」とする。
- イ 品質確認は、土木工事共通仕様書3-1-1-6(1)による時期の他、「施工計画書作成時」について行うものとする。

(19) 連絡体制の確立と速やかな連絡の徹底

本工事現場で公衆災害が発生した場合に必要となる他機関（保健所、警察署、市町村、消防署等）を含めた連絡体制を確立するとともに、発生時の現場から北陸地方整備局への速やかな連絡を徹底しておくものとする。

(20) 建設機械の油漏れ等発生時の臨機の措置

- ア 本工事現場での処置
- 油漏れ等が発生した場合の、敷シート等による拡散防止措置を徹底しておくものとする。
- イ マット等対策資材の整備
- 油漏れ等が発生した場合に備えて、本工事現場においてマット等の対策資材を整備しておくものとする。

ウ 他機関との連携

保健所、警察署、市町村、消防署等との日頃からの連携を密にしておくものとする。

(21) 安全施設等

本工事における安全施設等の設置については、原則として「道路工事の安全施設設置要領(案)平成8年3月(道路保全技術センター)」(平成11年10月第2版発行以降適用)により実施するものとする。

(22) 交通管理

本工事の交通管理には、交通誘導警備員(交通誘導警備員A 700人・日、交通誘導警備員B 700人・日)を予定している。なお、交通管理者等関係機関との協議により交通処理方法等の変更が生じた場合は、事業者は北陸地方整備局に報告するものとし、設計変更の対象とする。

ただし、一般国道116号における交通の誘導に関わる交通誘導警備員は、箇所毎に1人以上、交通誘導警備業務の検定合格警備員を配置しなければならない。

(23) 安全管理

ア UAV等を使用する際の安全面への配慮について

事業者は、起工測量等においてUAV等を使用する場合、安全面への配慮として「公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準(案)」(国土地理院 平成28年3月)に基づいてUAV等を使用すること。

イ 通行規制を伴う工事を実施する場合について

通行規制を伴う工事を実施する場合、現場代理人は、事前に、北陸地方整備局へ規制を伴う工事情報、予定する規制開始日時、規制終了時刻等を報告すること。

なお、規制を中止する場合又は予定していた規制内容に変更が生じた場合は、速やかに報告すること。

ウ 工事期間中は、新潟国道事務所工事安全対策協議会に入会するものとする。

(24) 建設機械等の設置位置の適正化

建設機械等を設置する場合、その設置位置は周囲の状況を十分に勘案の上、安全かつ適切な場所とともに、万が一油漏れ等の事故が発生した場合に備えた対策を事前に講じておくものとする。

(25) 建設機械等の点検・整備

建設機械等について安全管理責任者を定め、始業・終業点検等を定められたチェックシートに基づき実施し、不具合箇所は整備するものとする。

(26) 架空線・埋設物等への接触・切断事故防止対策

ア 事業者は、工事範囲内にある架空線・埋設物等について、管理図及び占用台帳等による事前情報の収集を行い、必要に応じて管理者立会いのもと試掘等による調査を事前に実施す

ることにより、当初図面に架空線・埋設物等正確な情報を記載するよう努めること。

- イ 事業者は、設計図書等における架空線・埋設物等表示が明確でない場合で、設計図書の補完や修正設計のために工事発注後調査する場合は、調査法やその必要性を北陸地方整備局と協議する。
- ウ 事業者は、事前調査結果を北陸地方整備局に報告するものとする。
- エ 埋設位置が台帳や設計図書で確認された場合であっても、実際の位置と異なる事も想定されるため、慎重な施工に努めること。
- オ 公衆災害防止対策として、下記項目についてとりまとめ、作業員等へ周知徹底を図るものとする。
 - (ア)工事現場、土取り場、土捨て場、資材置き場、資材運搬経路等工事に係る架空線等上空施設の事前調査（場所、種類、高さ等）結果。
 - (イ)掘削作業及び占用物件支障移転に伴う埋設物等の事前調査（位置、種類、深さ等）結果。
 - (ウ)建設機械等のブーム、ダンプトラックのダンプアップ状態等での移動・走行の禁止対策。また、建設機械等の施工時においては、接触・切断が懸念される状態での旋回禁止対策。
 - (エ)現場出入り口での「高さ制限措置の設置」や架空線等への「防護カバー設置」等の事前対策。
- カ 事業者は、公衆災害防止対策等について安全巡視等で確認するとともに KY 日誌等に記録する。改善・補修等が必要となった場合は、適宜対応する。
- キ 事業者は、新規入場者教育、KY 活動並びに安全教育等において、オペレータ、運転手及び交通誘導警備員等に対し、教育の徹底を図る。
- ク 北陸地方整備局は、点検・教育の実施記録について、提出を求めることができる。なお、事前調査の結果、架空線・埋設物等が確認されていない場合、施工支障にならない場合、また軽微な工事（維持工事等）は北陸地方整備局と協議の上対象外とする。

(27) 舗装の切断時に発生する濁水の適正な処理

アスファルト舗装・コンクリート舗装の切断時に発生する泥水については、河川及び側溝等に排出せず、適切に処理すること。なお、処分費等が発生する場合は、処理方法について事前に北陸地方整備局に報告するものとし、変更契約の対象とする。

(28) 湧水対策

本工事における湧水対策に要する費用については計上していないが、事業者は工事の実施にあたって必要が生じた場合には北陸地方整備局に報告し指示を受けるものとし、必要に応じて設計変更の対象とする。

(29) 情報通信光施設近接工事における切断等の事故防止対策

本工事は、情報ボックス及び光ファイバーケーブルなど（以下「情報通信光施設」という。）の近接工事に該当することから、以下のとおり施工し、情報通信光施設の切断、損傷などの事故防止を図らなければならない。

- ア 工事の施工は、情報通信光施設に関連する次の規程を遵守しなければならない。

- (ア)電線共同溝管理規程（改定案）
(イ)電線共同溝・情報ボックス管理マニュアル（Ver.2：平成15年4月）
- イ 事業者は、北陸地方整備局の指示に基づき工事着手前に次の事項を実施しなければならない。
- (ア)事業者は、情報通信光施設に係る事故防止の責任者となる「設備事故防止責任者」を現場代理人若しくは監理（主任）技術者から選任して北陸地方整備局に提出すること。
(イ)緊急時連絡体制及び施工体制を北陸地方整備局に提出すること。
(ウ)道路管理担当者との立会により近接工事区間、情報通信光設備などの確認を行うこと。
- また、必要に応じて情報通信光施設の占用者及び兼用芯線使用者（以下「占用者等」という）との立会を行うこと。その場合は、道路管理担当者を通して占用者等へ要請するものとする。
- (エ)情報通信光施設の事故防止対策について北陸地方整備局の承諾を得ること。
(オ)情報通信光施設の事故は、事故の重大性の認識が低いことに起因している面があるから、事業者は作業員、協力会社などの施工関係者に対して事故防止対策及び事故の重大性を周知すること。

(30) 建設リサイクル法第11条通知完了連絡書の送付

事業者は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号）第11条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を北陸地方整備局より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第10条第1項に規定する工事着手をいう。）するものとする。

(31) 特定建設資材の分別解体等・再資源化等

- ア 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）（以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。
- なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の施工条件を設定しているが、「解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に北陸地方整備局と事業者の間で確認されるものであるため、北陸地方整備局が条件明示した以下の事項と別の方針であった場合でも変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになつた事情により、予定した条件と異なる場合は北陸地方整備局と協議するものとする。
- イ 事業者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、北陸地方整備局に報告するものとする。
- なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式1〔再生資源利用計画書（実施書）〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書（実施書）〕を兼ねるものとする。
- ・再生資源等が完了した年月日
 - ・再生資源等をした施設の名称及び所在地
 - ・再生資源等に要した費用

(ア) 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法(※)
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

(イ) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材 廃棄物の処理	施設の名称	受入時間	所在地および 運搬経路
コンクリート殻(無筋)	(株)小山セメント工業所	8:00～17:00 (要連絡)	新潟市秋葉区覚路津字下等別当 2481-2(現場～国道 116 号～新潟小須戸三条線～処理場)
コンクリート殻(有筋)			
アスファルト殻(掘削) (切削)	(株)加賀田組	8:00～17:00 (要連絡)	新潟市南区下塩俵 1890 (現場～国道 116 号～国道 8 号～処理場)

上表は、積算上の条件明示であり処理施設を指定するものではない。尚、事業者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、事業者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

(32) 建設副産物情報交換システムの活用

本工事は、建設副産物情報交換システム（以下「システム」という。）の登録対象工事であり、事業者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。

なお、これにより難い場合には、北陸地方整備局と協議しなければならない。

(33) 工事現場における説明性の向上

事業者は、事業名、事業の内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、事業者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

(34) デジタル工事写真の小黒板情報電子化について

デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、北陸地方整備局および事業者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、北陸地方整備局の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以降、「対象工事」と称する）とすることができます。対象工事では、以下のアからエの全てを実施することとする。

ア 対象機器の導入

事業者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、写真管理基準「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参考すべき暗号リスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL 「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、事業者は北陸地方整備局に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL 「http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html」記載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

イ デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

事業者は、同条アの使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準（令和5年3月）「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

ウ 小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準（令和5年3月）及びデジタル写真管理情報基準（令和2年3月）に準ずるが、同条イに示す小黒板情報の電子的記入については、写真管理基準（令和5年3月）「2-5 写真の編集等」及びデジタル写真管理情報基準（令和2年3月）「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

エ 小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

事業者は、同条イに示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に北陸地方整備局へ納品するものとする。なお納品時に、事業者は URL（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて北陸地方整備局へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、北陸地方整備局が確認することがある。

（35）その他

ア コリンズへの登録

- (ア) 土木工事共通仕様書1編1-1-5 コリンズ(CORINS)への登録に定める「登録のための確認とお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とする。
- (イ) 技術者の従事期間は、工期の始期をもって登録するものとする。

イ コリンズへの位置情報の入力

土木工事共通仕様書1編1-1-5コリンズ(CORINS)への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標(緯度、経度)を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系(JGD2011)に準拠する。

起点 新潟県新潟市中央区美咲町一丁目地先 緯度 $37^{\circ} 53' 30''$ 経度 $139^{\circ} 01' 07''$

終点 新潟県新潟市中央区新光町地先 緯度 $37^{\circ} 54' 11''$ 経度 $139^{\circ} 01' 34''$

ウ 低騒音型建設機械の使用について

本工事においては、低騒音型建設機械の使用は義務づけていないが、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和62年3月30日建設省経機発第57号)により低騒音型建設機械の使用義務づけを図る必要が生じた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年7月31日建設省告示第1536号、平成13年4月9日国土交通省告示第487号にて改正)に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。ただし、これにより難い場合は、必要書類を提出のうえ北陸地方整備局と協議するものとする。

エ 現場環境改善

(ア)工事現場の現場環境改善は、地域との積極的なコミュニケーションを図りつつ、現場に従事する関係者の事業に対する意識向上や作業環境改善を通して、建設界の担い手確保や公共事業の円滑な執行に有することを目的として実施するものである。従って、事業者は施工に際し、この主旨を理解し北陸地方整備局と調整しつつ地域との連携を図り、適正に取り組むものとする。

(イ)現場環境改善及び地域連携の内容については、下記を予定している。

- ・仮設備関係：「環境負荷の低減」
- ・営繕関係：「現場休憩所の快適化」
- ・安全関係：「工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等)」
- ・地域とのコミュニケーション：「デザイン工事看板(PR看板含む)」及び「地域対策費等(地域行事等の経費を含む)」。

(ウ)実施項目の具体的な内容、実施時期については施工計画書に記載し提出するものとする。

オ 現場環境改善(快適トイレの設置)

(ア)内容

事業者は、施工現場付近に下記a～kの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。1～qについては、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- a. 洋式(洋風)便器
- b. 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む)
- c. 臭い逆流防止機能
- d. 容易に開かない施錠機能
- e. 照明設備
- f. 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等(耐荷重を5kg以上とする)

【付属品として備えるもの】

- g. 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- h. 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- i. サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- j. 鏡と手洗器
- k. 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- l. 室内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- m. 擬音装置（機能を含む）
- n. 着替え台
- o. 臭気対策機能の多重化
- p. 室内温度の調整が可能な設備
- q. 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

(イ) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

事業者は、上記（ア）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について北陸地方整備局と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】a～f 及び【付属品として備えるもの】g～k の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基/工事までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基/工事より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

(ウ) その他

快適トイレの手配が困難の場合は、北陸地方整備局と協議の上、本条項の対象外とする。

力 環境物品等

事業者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた特定調達品目（以下、「特定調達品目」という。）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、北陸地方整備局に報告するものとし設計変更の対象とする。

また、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合についても、北陸地方整備局に報告し、指示を受けるものとする。

事業者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後（工期が次年度以降に及ぶものは、北陸地方整備局の指示する日まで）に、電子データにより北陸地方整備局に提出するものとする。集計の方法については、北陸地方整備局より指示する。

5. 工事業務に係る調整業務

事業者は、工事業務と並行して、以下に記載する各種業務について北陸地方整備局と協議・連携の上、自ら主体的に業務を実施する。各業務の実施内容、関係機関協議、要求水準については、設計業務に係る調整業務に準じるものとする。

(1) 業務計画

事業者は、調整業務（工事段階）実施にあたり、次の(2)から(4)に記載する各種業務について業務計画書を作成し、業務着手予定の前日までに、北陸地方整備局へ提出する。

(2) 工事期間における規制箇所等調整

工事期間における規制箇所等については、施工計画書に基づき、工事着手前に、道路管理者及び交通管理者等関係機関と調整を行うものとする。また、工事着手後に、必要に応じて、占用者との調整会議を行うものとし、設計変更の対象とする。

(3) 隣接家屋・店舗等との出入口調整

隣接家屋・店舗等との出入口については、道路管理者との協議に基づき幅員・構造・舗装構成を調整するものとする。

(4) 地元に対する工事説明会

事業者は、地域住民に対して工事着手前に工事内容について説明会を実施し、同意を得るよう努めなければならない。実施方法については、第2章5.(2)に準じるものとする。

第4章 工事監理業務

1. 基本事項

(1) 一般事項

事業者は、設計図書等と工事内容の整合性を確認するとともに、必要な検査を実施すること。

(2) 工事監理業務報告書

事業者は、工事監理期間中は原則として、工事監理業務報告書（業務月報）を北陸地方整備局に提出し、工事監理状況の報告を行うとともに、北陸地方整備局が要請したときは、工事監理の事前説明及び事後報告並びに工事現場での施工状況の説明を書面等で行うこと。なお、工事監理業務報告書（業務月報）の提出開始時期は、北陸地方整備局との協議により決定する。
事業者は、設計図書等と工事内容の整合性を確認するとともに、必要な検査を実施すること。

第5章 維持管理業務

1. 基本事項

(1) 一般事項

事業者は、維持管理対象施設を対象とし、維持管理業務計画書、事業契約書、本要求水準書、入札時の提案書類に基づき、維持管理対象施設の性能及び機能を維持することにより、利用者の利便性・安全性を確保することを目的とし、以下の内容の維持管理業務を実施すること。

事業者は、維持管理業務を遂行するに当たって、本要求水準書のほか、「北陸地方整備局電線共同溝管理規程（改定案）」、「北陸地方整備局電線共同溝保安細則（改定案）」、「情報ボックス管理規程」、「情報ボックス保安細則（抜粋）」、「電線共同溝・情報ボックス管理マニュアル Ver. 2」、「兼用工作物管理協定」、「道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」「（国土交通省）電線共同溝管理の手引き（案）」にも準拠すること。

- ア 点検・補修業務
- イ 台帳作成・管理業務
- ウ 維持管理業務に係る調整業務

(2) 業務期間

維持管理業務の期間は、事業者が北陸地方整備局に電線共同溝を引渡した日（令和13年3月末）より、令和35年3月末日までとする。

(3) 業務実施体制

ア 業務実施の体制

事業者は、上記(1)の各業務を実施する体制を確立し、各業務を総括する維持管理責任者を設置し、北陸地方整備局に通知すること。

また、各業務の実施にあたっては、非常時の指示命令系統及び連絡体制を北陸地方整備局と協議のうえ確立すること。

イ 業務従事者の要件等

事業者は、業務従事者には必要な業務遂行能力を有する者をあて、適切な態度で誠意を持って業務に従事させること。また、業務の実施に際しては、業務従事者であることを容易に識別できるようにして、業務及び作業に適した服装で、名札を着用させること。

(4) 提出書類

事業者は、業務提供期間中、業務計画に基づき維持管理業務の実施に際し、以下の書類を作成し、北陸地方整備局に提出し、確認を受けること。様式・内容・提出日等はあらかじめ北陸地方整備局と協議して定めること。

ア 業務計画書

事業者は、業務実施にあたり下表に示す業務計画書を作成し、提出すること。事業者は、提案書に記載した内容について、業務計画書へ記載するとともに、適切に業務を遂行すること。

また、次の場合は、業務計画書を修正し、再度提出すること。

(ア) 業務計画書の提出後、業務計画書の記載内容に変更があった場合

(イ) 北陸地方整備局に業務計画書の記載内容が不適切と判断された場合

表 業務計画書と提出時期

提出時期	業務計画書	
維持管理業務開始予定日 の前日まで	業務計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・業務実施体制 ・業務管理体制 ・各業務の責任者の経歴、資格等 ・業務担当者名及び経歴等 ・業務提供内容及び実施方法等 ・業務実施の周知内容及び方法 ・業務報告の内容及び時期 ・苦情等への対応 ・非常時・災害時の対応及び 想定外の事態が発生した場合の対応 ・安全管理 ・その他、必要な事項
当該事業年度が開始する 日の1ヶ月前まで	年間業務計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・上記項目における当該年度実施分

イ 業務報告書

事業者は、業務ごとの実施状況について下表に示す業務報告書を作成し、北陸地方整備局へ提出し、確認を受けること。

表 業務報告書等と提出時期

提出時期	業務報告書	
		添付すべき資料
業務開始後速やかに	・管理台帳の作成及び修正	<ul style="list-style-type: none"> ・電線共同溝管理台帳の作成 ・敷地調査図の修正
実施後速やかに提出	・点検・補修記録	<ul style="list-style-type: none"> ・点検記録表 ・補修結果記録
	・事務手続き記録	<ul style="list-style-type: none"> ・占用者の台帳閲覧申請記録 ・電線共同溝の入溝記録
	・関係機関協議結果	<ul style="list-style-type: none"> ・打合せ記録簿 ・苦情等及びその対応結果 ・その他、必要な資料
年報（各事業年度終了後 10日以内）	・管理台帳の修正	<ul style="list-style-type: none"> ・電線共同溝管理台帳の修正 <p>※修正がない年度は提出不要</p>

※ただし、最終事業年度の最終月は除く。

ウ その他の業務報告

事業者は、業務の遂行に支障をきたすような重大な事象が発生した場合は、速やかに北陸地方整備局に報告すること。また、北陸地方整備局から業務遂行上必要な報告・書類の提出の要請があった場合は、速やかに対応すること。

(5) 業務の実施

事業者は、業務の実施に際して次のことに對応すること。

ア 交通管理

本業務の交通管理において、交通誘導警備員を当初は見込んでいない。事業者は、交通

誘導警備員の配置が必要となる場合は警察等関係機関との協議の上、交通処理方法等について北陸地方整備局に報告するものとし、設計変更の対象とする。

ただし、一般国道116号における交通の誘導に関する交通誘導警備員を配置する場合は、箇所毎に1人以上、交通誘導警備業務の検定合格警備員を配置しなければならない。

イ 苦情等への対応

事業者は、市民、道路利用者及び占用業者等からの維持管理に関する苦情・要望等に対し、緊急を要する場合は速やかに北陸地方整備局に報告し、再発防止措置を含め迅速かつ適切に対応し、その対応結果を北陸地方整備局に報告すること。なお、緊急を要しない場合は、北陸地方整備局と協議の上対応する。また、事業者は、適用範囲外に関する苦情等（地域住民等からの苦情等）を受けた場合、速やかに北陸地方整備局に報告し、対応について協議すること。

ウ 想定外の事態への対応

事業者は、想定外の事態の発生、又は発生が予測された場合、迅速かつ適切に対応すること。

エ 災害時・非常時の対応

火災等の緊急事態が発生した場合は、事業者は、直ちに非常時の指示命令系統及び連絡体制に従い連絡・通報すること。また、現場に急行し、業務従事者の安全が確保できる範囲で応急措置を行うこと。

オ 危険物・火気の取扱

事業者は、業務実施等に際し、原則として火気等は使用してはならない。火気を使用する場合は、事前に北陸地方整備局の承諾を得ること。

(6) 維持管理関連貸与図面等

事業者は、図面・資料等を、維持管理期間中、北陸地方整備局より借り受け、善良な管理者の注意をもって管理すること。

(7) 打合せ

維持管理業務を適正かつ円滑に実施するため、北陸地方整備局と事業者は、常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度事業者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

ア 業務計画書作成時

初年度は前年度中に確認、各年度は年度当初の打合せと合わせて実施する。

イ 業務報告書提出時

ウ 抜柱、入線等の調整のための協議時（実施時期は適宜）

(8) 旅費交通費

本業務は旅費交通費を率化することにより業務改善を行う試行業務である。本業務において打合せ、関係機関協議、現地作業（現地踏査含む）にかかる旅費交通費は直接人件費の1.49%

として計上している。なお、契約変更によって直接人件費の増減があった場合の旅費交通費においては変更後の直接人件費に対し率を乗じた額により計上する。ただし、旅費交通費の上限は59.7万円とし、変更によって宿泊が生じた場合は本試行の対象外とする。

2. 点検・補修業務

(1) 一般事項

点検・補修業務は、維持管理対象施設の性能を満足することを目的に、定期的にその機能、劣化状況、損傷等異常の有無の点検と必要な補修を行うものとする。

点検・補修の結果等により、上記の目的を達成できないおそれがある場合は、必要な対応を実施すること。

なお、補修及び対応に関する費用負担については北陸地方整備局と協議すること。

(2) 要求水準

- ア 事業者は、イ及びウの点検を実施し、補修が必要と判断した場合には、北陸地方整備局と協議の上補修を行い、所要の性能を発揮できる状態を維持するよう努めること。
- イ 日常点検（道路巡回時等）については、徒歩による目視点検を年1回は行うこと。
- ウ 特殊部については、5年に1回内部を点検すること。
- エ 事業者は、異常を発見した場合には、同様の異常の発生が予想される箇所の点検を実施すること。

(3) 特記事項

ア 点検

北陸地方整備局が道路巡回時に異常を発見した場合は、北陸地方整備局より事業者へ報告した後、事業者は早急に状況を確認し、北陸地方整備局と協議の上補修を行うこと。

イ 災害及び想定外の事態が発生した場合の対応

災害等が発生した場合、又は不測の事態が発生した場合、事業者は、安全を確認した上で、直ちに施設の点検を行い、被害状況を速やかに北陸地方整備局に報告すること。

ウ 応急措置

点検の結果、継続使用することにより著しい損傷等が発生することが想定される場合は、応急措置を講ずること。

3. 台帳作成・管理業務

事業者は、電線共同溝の管理台帳を作成するとともに、必要に応じて修正すること。

また、北陸地方整備局が作成済みの敷地調査図について、修正を行うこととする。なお、これらの修正に伴う費用については、北陸地方整備局と協議して決定する。

(1) 一般事項

台帳作成・管理業務は、維持管理対象施設に係る管理台帳を作成するとともに、適宜更新作業を行うことを目的に行うものとする。

(2) 要求水準

事業者は、入線完了後に入構状況を確認し、国道116号美咲町・新光町「電線共同溝」施設について、電線共同溝管理台帳の作成を行うこと。

(3) 特記事項

ア 管理台帳の作成

事業者は、以下の資料を作成すること。

- (ア)総括表
- (イ)位置図
- (ウ)平面図（全企業者及び個別企業者毎に作成）
- (エ)縦断図
- (オ)横断図
- (カ)特殊区間構造図
- (キ)特殊部構造図（土留型特殊部含む）
- (ク)特殊部管理台帳
- (ケ)鍵管理表

イ 管理台帳の更新

事業者は、電線共同溝の改築、維持、修繕並びに災害復旧等を施行しようとする場合、及び新たに占用者が加入する等、収容物件に変更が生ずる場合は、計画時より占用予定の占用業者等と協議し、台帳を更新すること。

また、事業者は、占用業者等が自己に起因する台帳の内容変更を届け出た場合、及び占用業者等から台帳の閲覧を申請された場合も、これに対応すること。

4. 維持管理業務に係る調整業務

(1) 一般事項

本業務は、占用業者等と必要な調整を行い、円滑な維持管理業務の遂行を実施することを目的とする。

(2) 業務計画

事業者は、調整業務（維持管理段階）実施について、業務計画書を作成し、業務着手予定の前日までに、北陸地方整備局へ提出する。

(3) 要求水準

ア 協議・調整

事業者は、維持管理対象施設の点検・補修、抜柱・入線等に係る調整、管路利用の管理に際して、占用業者等と必要な協議・調整を行うこと。

事業者が行う抜柱・入線等に係る調整については、占用業者等との各種会議を活用しつつ進捗管理を行うこと。また、抜柱・入線についての進捗状況について、適宜北陸地方整備局に報告を行うこと。

事業者が行う管路利用の管理とは、占用業者等の台帳閲覧申請、電線共同溝の入構に関する事務とする。

なお、維持管理業務に係る調整業務については、事業の効率化を図るため、工事業務に係る調整業務で実施してもよい。

イ 業務の範囲

工事完了後に行う入線及び抜柱に関する業務範囲を下表に示す。事業者は、設計した連系設備整備、入線及び抜柱までを計画的に実施するため、占用業者等及び関係機関と実施工程の調整及び管理を行い、各年度の上半期中に翌年度の実施箇所や実施時期を北陸地方整備局と調整すること。申請許可等の手続き及び実施に関する業務は北陸地方整備局と占用業者等で直接行う。

表 入線及び抜柱に関する業務範囲一覧表

担当	協議・調整	申請・受理	承認	実施	連絡・報告
北陸地方整備局	—	○：受理	○	—	—
事業者	○	—	—	—	○：報告
占用業者等	○	○：申請	—	○	—

ウ 連絡・報告

事業者は、占用業者等及び関係機関と必要な協議・調整を行った際は、北陸地方整備局に連絡・報告を行うこと。

エ 抜柱完了時期

抜柱は、本施設の完成（引渡）検査の日から2年以内に占用者に完了させること。

なお、2年内に完了が困難な場合は、北陸地方整備局と協議して対応すること。

資料1 用語の定義

本要求水準書において使用する用語の定義は、次の通りとする。

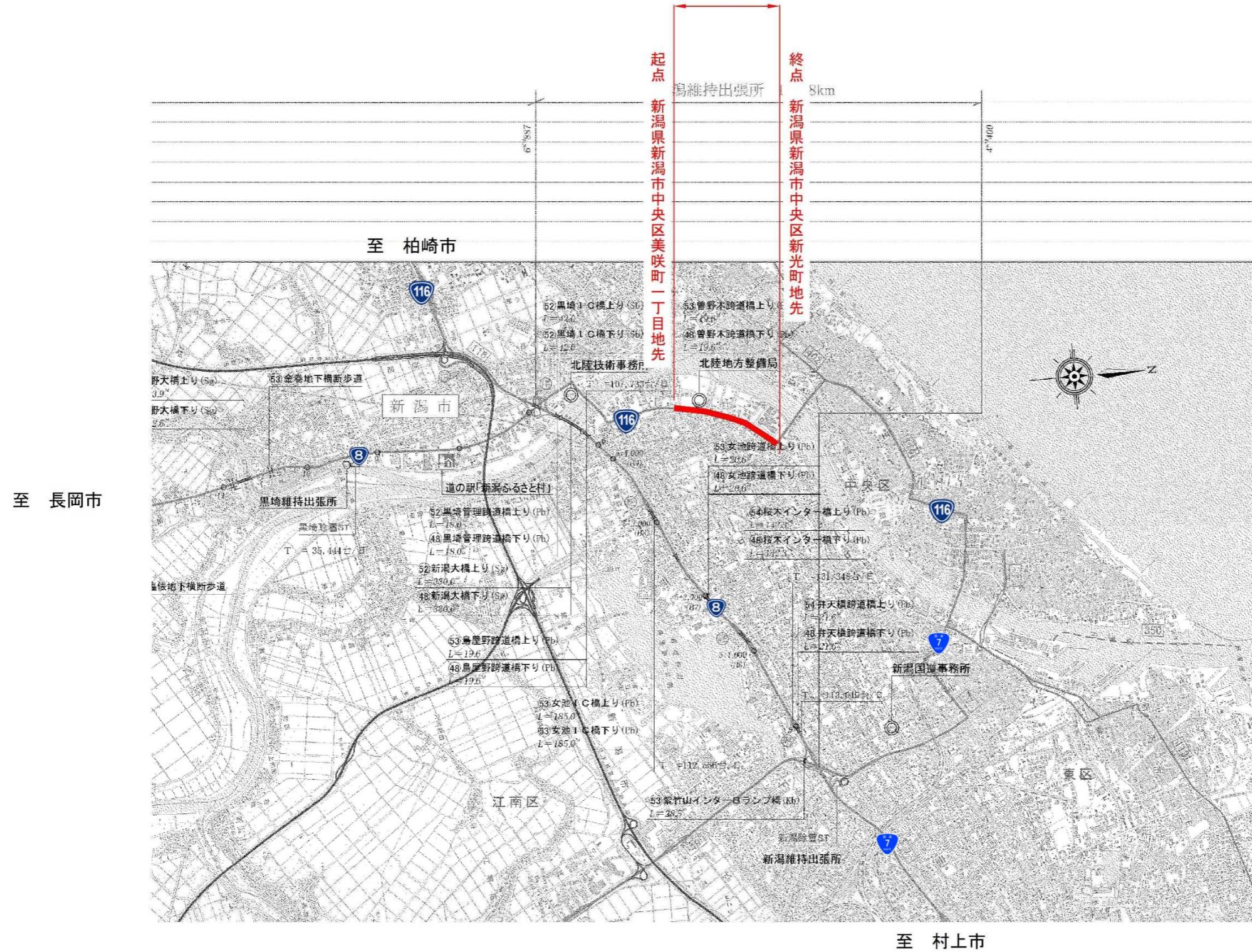
- ア 「PFI法」とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）をいう。
- イ 「本事業」とは、「事業契約書等」及び「PFI法」に基づいて実施する「国道116号美咲町・新光町電線共同溝PFI事業」をいう。
- ウ 「事業者」とは、特定事業を実施する民間事業者をいう。
- エ 「本施設」とは、本契約に基づいて「事業者」が「各業務」を実施する、電線共同溝及び道路・道路附属物をいう。
- オ 「要求水準」とは、「北陸地方整備局」が「本事業」の実施にあたり、「事業者」に履行を求める水準をいう。なお、「事業計画書」に記載された提案内容が「要求水準書」に示された水準を上回る場合は、当該提案内容による水準を適用する。
- カ 「各業務」とは、「設計業務」、「工事業務」、「工事監理業務」及び「維持管理業務」をいう。
- キ 「事業期間」とは、本契約の締結日を開始日（同日を含む。）とし、理由の如何を問わず本契約が終了した日又は令和35年3月末のいずれか早い方の日を終了日（同日を含む。）とする期間をいう。
- ク 「事業年度」とは、「事業期間」中の4月1日から翌年の3月31日までの期間とし、初年度については、事業契約の締結日から最初に到来する3月31日までとする。
- ケ 「設計業務」とは、「本施設」の設計並びに必要な一切の調査、申請及び届出等に関する業務をいい、その業務内容の詳細は「要求水準書」に記載のある設計業務によるものとする。
- コ 「設計図書」とは、「要求水準書」に基づき、「事業者」が作成する詳細設計図書その他「本施設」の設計に係る一切の書類をいう。
- サ 「整備」とは、電線共同溝等の設計及び工事を合わせたものをいう。
- シ 「工事監理業務」とは、「本施設」の建設工事に対する工事監理に係る業務をいい、その業務内容の詳細は「要求水準書」によるものとする。
- ス 「工事監理業務報告書」とは、「工事監理業務」に関する報告書をいい、その内容の詳細は「要求水準書」によるものとする。
- セ 「施工計画」とは、「本施設」の施工に関する計画をいい、その内容の詳細は「要求水準書」によるものとする。
- ソ 「維持管理業務」とは、「電線共同溝」の性能及び機能を適正に維持管理するための業務をいい、その業務内容の詳細については「要求水準書」によるものとする。
- タ 「調整業務」とは、「設計業務」、「工事業務」及び「維持管理業務」の「各業務」において、関係機関や地元住民、利害関係者との調整を行うための業務をいう。
- チ 「補修」とは、「電線共同溝施設」の劣化した部分若しくは部材又は低下した性能若しくは機能を、原状、又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう。
- ツ 「点検」とは、「電線共同溝施設」の機能の状態を一つ一つ調べることをいい、機能に異常、又は劣化がある場合、必要に応じ対応措置を講じることの判断を含む。
- テ 「貸与図面等」とは、「北陸地方整備局」が「事業者」に貸与する「電線共同溝施設」の管

理に係る図面及び資料をいう。

- ト 「交通管理者」とは、交通規制標識・信号機等の道路利用者の通行管理を行う者（警察）をいう。
- ナ 「占用業者等」とは、本施設を占用利用する目的を持つ、電力・通信等の各電線を所有・運用する者をいう。
- ニ 「法令等」とは、法律・政令・省令・条例・規則、若しくは通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、その他公的機関の定める一切の規程・判断・措置等をいう。
- ヌ 「法令等の変更等」とは、本契約の締結時点における既存の「法令等」の変更若しくは廃止又は新たな「法令等」の新設をいう。
- ネ 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、雷、地滑り、落盤、地震その他の自然災害、又は戦争、テロリズム、放射能汚染、火災、騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象のうち、通常の予見可能な範囲外のもの（入札説明書及び設計図書で水準が定められている場合にはその水準を超えるものに限る。）などであって、「北陸地方整備局」又は「事業者」のいずれの責めにも帰さないものをいう。ただし、「法令等の変更等」は、「不可抗力」に含まれない。

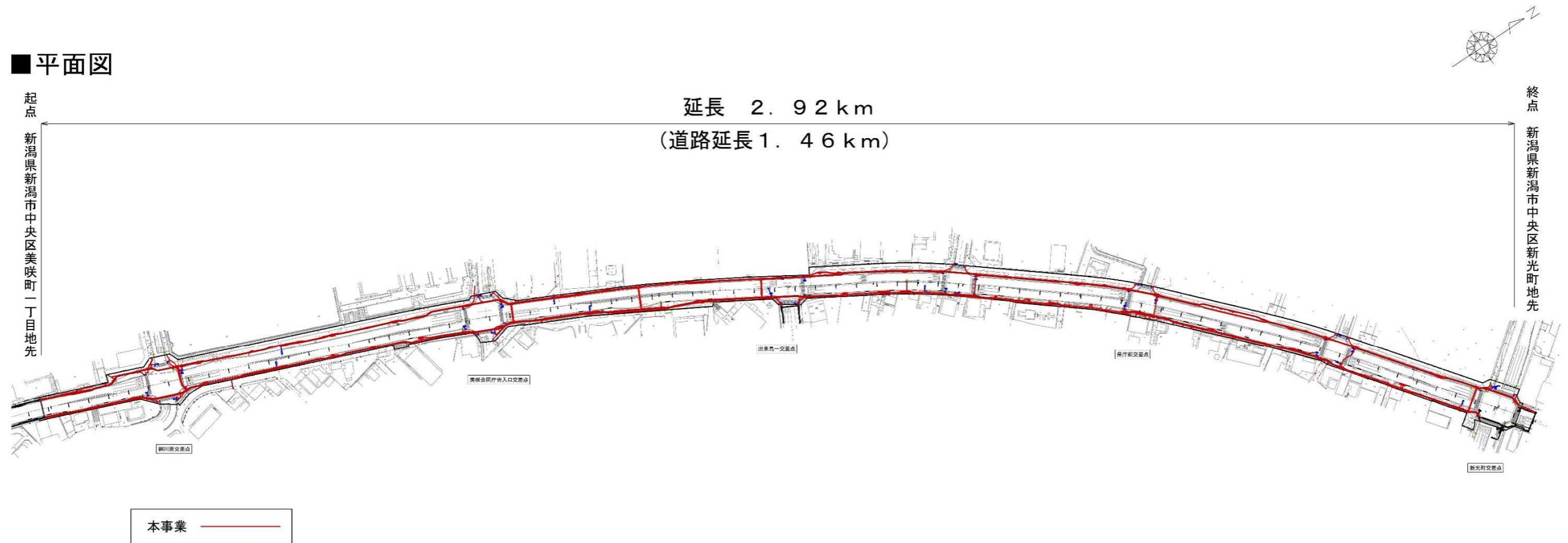
資料2 事業対象位置図

延長 2.92km
(道路延長 1.46km)

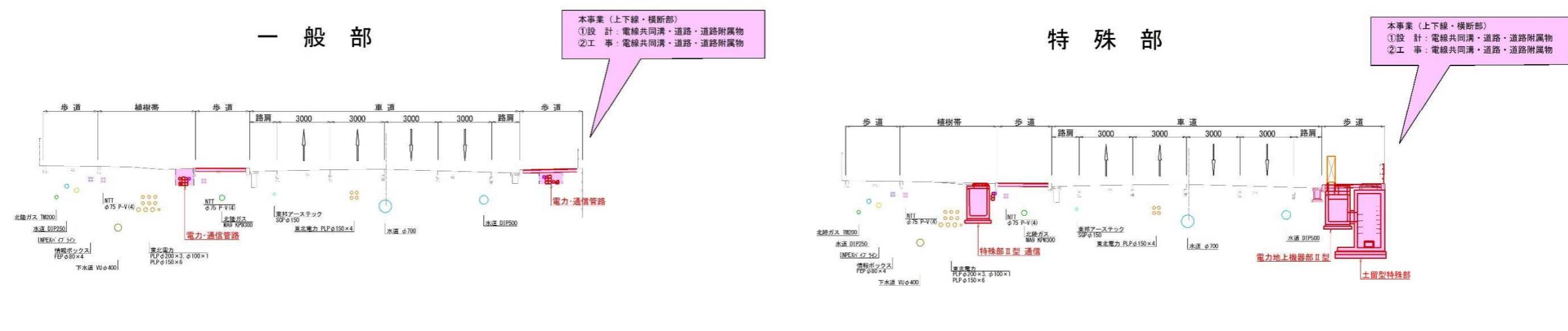


資料3-1 事業対象区域図（設計業務・工事業務）

平面図

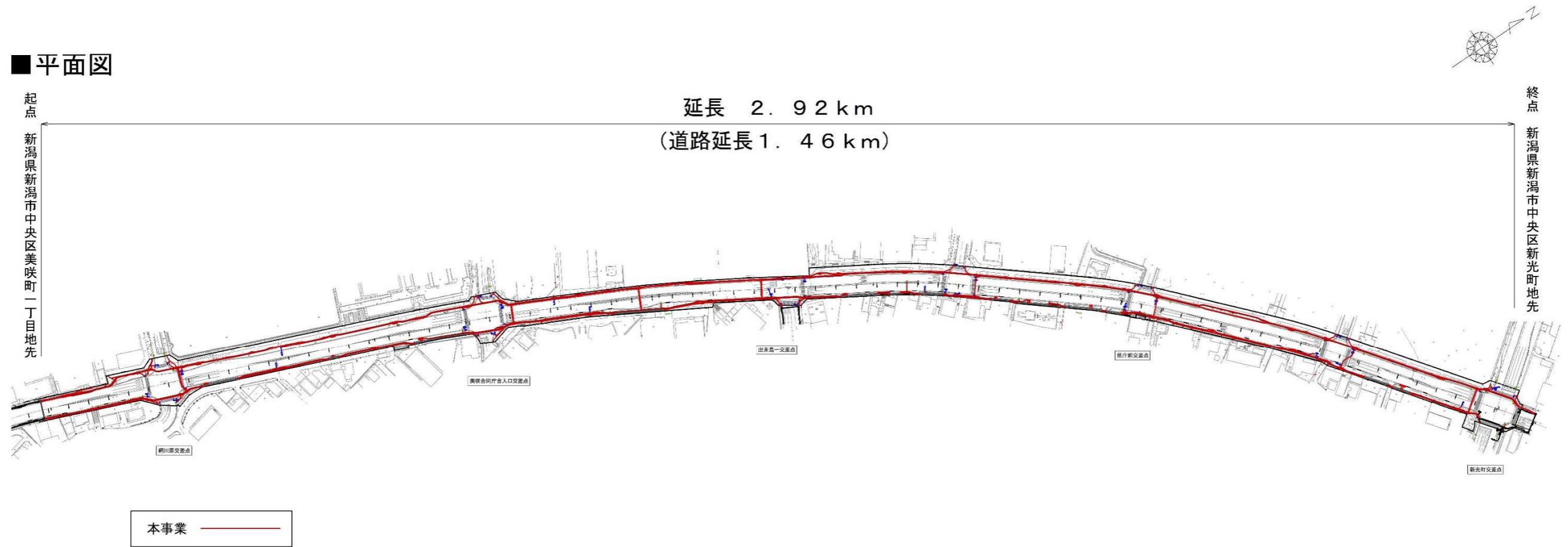


■ 標準断面図

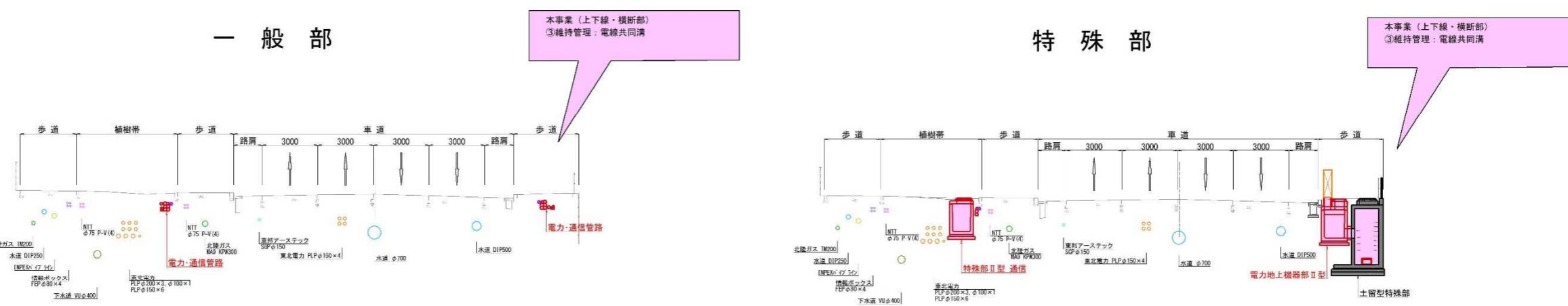


資料3-2 事業対象区域図（維持管理業務）

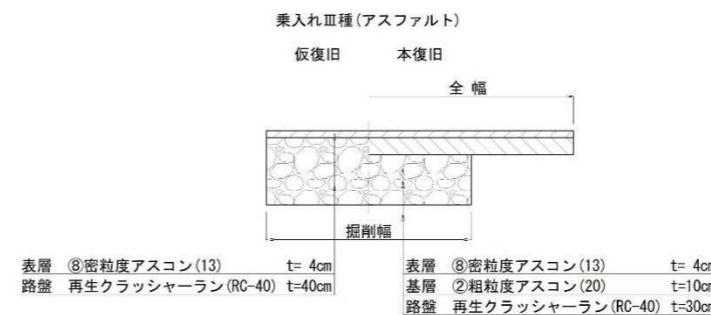
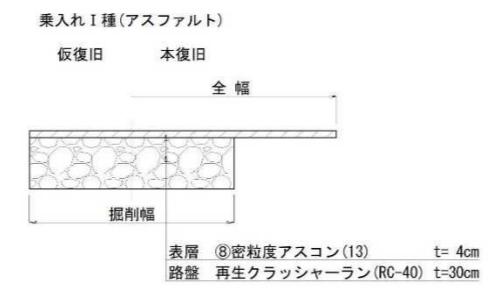
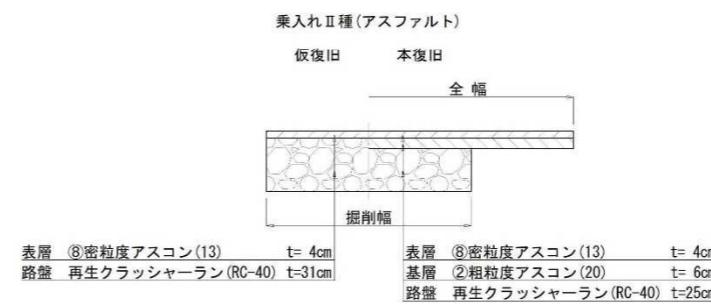
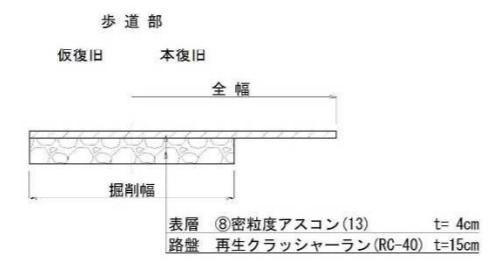
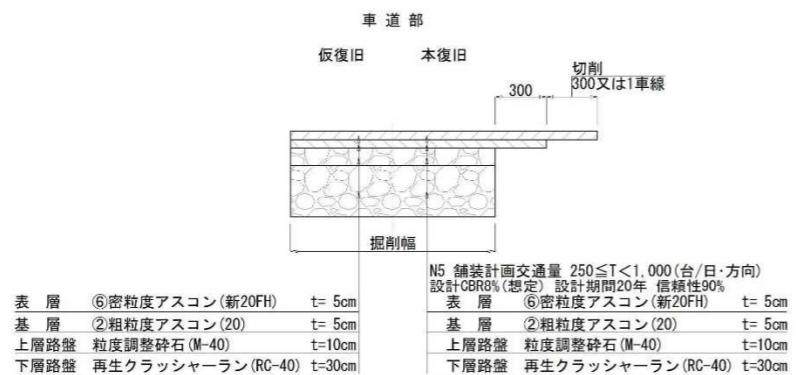
平面図



■標準断面図



資料4 道路復旧舗装構成図



特記)
設計区間の設計CBRは道路台帳から推定してものである。施工を行う際はCBR試験を行い、舗装構成の妥当性を確認すること。

資料5 貸与資料一覧

No	資料名	備考
【設計業務】		
1	R3国道116号電線共同溝詳細設計（令和5年3月）	
【基準・マニュアル等】		
2	「電線共同溝（技術）マニュアル（改訂案）」令和2年3月（一部改訂）北陸地区無電柱化協議会	